

第3部 第7期箕面市障害福祉計画・ 第3期箕面市障害児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定に係る国の基本指針

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されたものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定するものです。令和5年(2023年)5月に国が示した基本指針の主な内容は、次のとおりとなります。

基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
 - (一) 発達障害者等への支援体制等の充実
 - (二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保
- 4 協議会の活性化

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - （一）重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - （二）強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
 - （三）虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

2 障害福祉サービス等の実施状況

- 相談支援体制では、平成27年(2015年)4月から「サービス等利用計画」についてすべてのサービス利用者が対象となり、その作成を担う特定相談支援事業所数は、令和5年(2023年)11月時点で12か所となりました。この間、市基幹相談支援センターを核とした、総合的な相談支援体制の充実・整備を進めてきました。
- 自立支援協議会の開催により、障害者等の支援体制に関する課題整理と社会資源の情報共有、地域の関係機関のネットワーク構築に向けた協議を行いました。

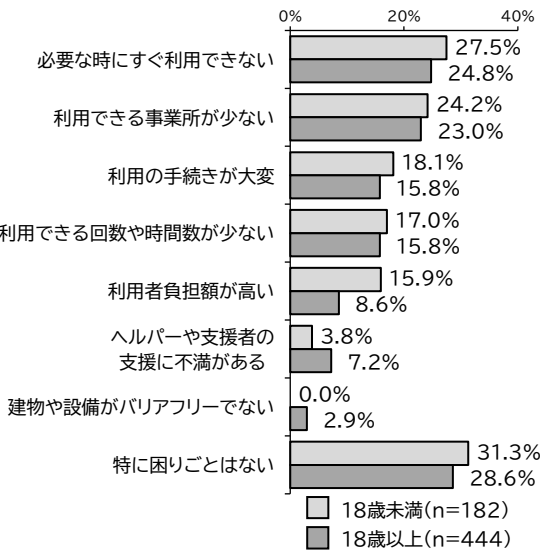
- 障害児に対するアンケート調査によると、「放課後等デイサービス」の利用率は高く、今後の利用希望も高くなっています。「短期入所(ショートステイ)」「移動支援(ガイドヘルプ)」は現在の利用は1割程度ですが、3～4割の人が将来的に利用を希望しています。

障害者に対するアンケート調査によると、利用希望の高いサービスは、「移動支援(ガイドヘルプ)」、「共同生活援助(グループホーム)」、「計画相談支援」、「短期入所(ショートステイ)」、「就労継続支援B型」などとなっています。

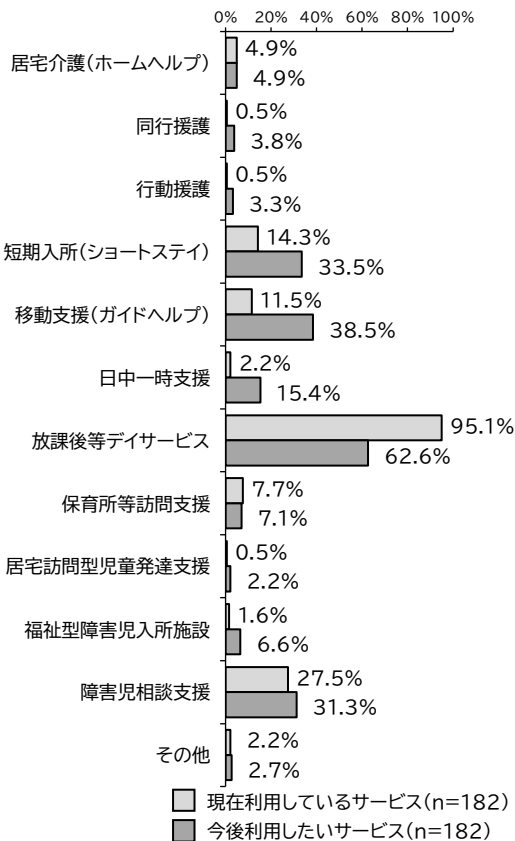
障害福祉サービスでの困りごとでは、障害児者ともに「必要な時にすぐ利用できない」、「利用できる事業所が少ない」を挙げる割合が高くなっています。

今後も、障害児者一人ひとりの個別ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要です。

【現在利用している障害福祉サービスでの困りごと】



【現在利用している障害福祉サービス、また、今後利用したい障害福祉サービス(18歳未満)】



3 障害福祉サービス等の基本的方向性

【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

サービスの担い手となる事業所・人材の充実に向けて、支援策の検討と国及び大阪府への働きかけを行います。

障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、緊急時の受入れ等を担う地域生活支援拠点等の整備を進め、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関等の連携等により、効果的な支援体制の構築と機能の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

平成25年度(2013年度)

障害者総合支援法の施行

- ・ 制度の谷間におかれてきた、難病患者等を障害者の範囲に追加
- ・ 重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを実施

平成30年度(2018年度)

障害者総合支援法の改正

- ・ 地域生活を支援するサービス「自立生活援助」の創設
- ・ 就労定着に向けた支援を行うサービス「就労定着支援」の創設
- ・ 共同生活援助(グループホーム)の新類型として「日中サービス支援型共同生活援助」の新設
- ・ 同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供しやすくすることなどを目的とした指定手続きの特例制度「共生型サービス」の創設

令和4年度(2022年度)

障害者総合支援法の改正

- ・ 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化。(令和6年(2024年)4月1日施行)
- ・ 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設(令和7年(2025年)10月1日施行予定)

【今後の方向性】

① 自立支援給付

各サービスの方向性については、「第2章 障害福祉サービスの内容と見込量」において策定します。

⇒関連： 第3部 第2章 4 活動指標(1)障害福祉サービスの実績と見込量

② 地域生活支援事業

各サービスの方向性については、「第2章 障害福祉サービスの内容と見込量」において策定します。

⇒関連： 第3部 第2章 4 活動指標 (4)地域生活支援事業

③ その他の市独自の福祉サービス

障害者緊急通報システム等の市独自の福祉サービスについては、法制度の動向や障害者のニーズ等をふまえ、必要に応じて実施します。

④ 介護保険対象者に関する対応

介護保険サービスの対象となる障害者については、原則、介護保険サービスを優先的に利用することが、障害者総合支援法により定められています。

ただし、例外として、介護保険にない訓練等給付などのサービスは、その必要性が認められれば、障害福祉サービスを利用することができます。

また、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険サービスだけでは、必要と認められる量の支援が受けられない場合についても、市が必要と認める場合には障害福祉サービスを利用することができます。

高齢化に伴い、介護保険に移行する障害者の増加が見込まれるため、制度間移行が円滑に行われるよう、国への働きかけを行います。また、両制度についての支援を行う関係者が、お互いの制度理解を深め、十分な連携を行うよう、働きかけます。

⑤ 自立支援協議会

本市では、障害者等の地域生活支援体制を整備するため、障害者総合支援法第89条の3に基づく協議会として「箕面市自立支援協議会」を設置しています。

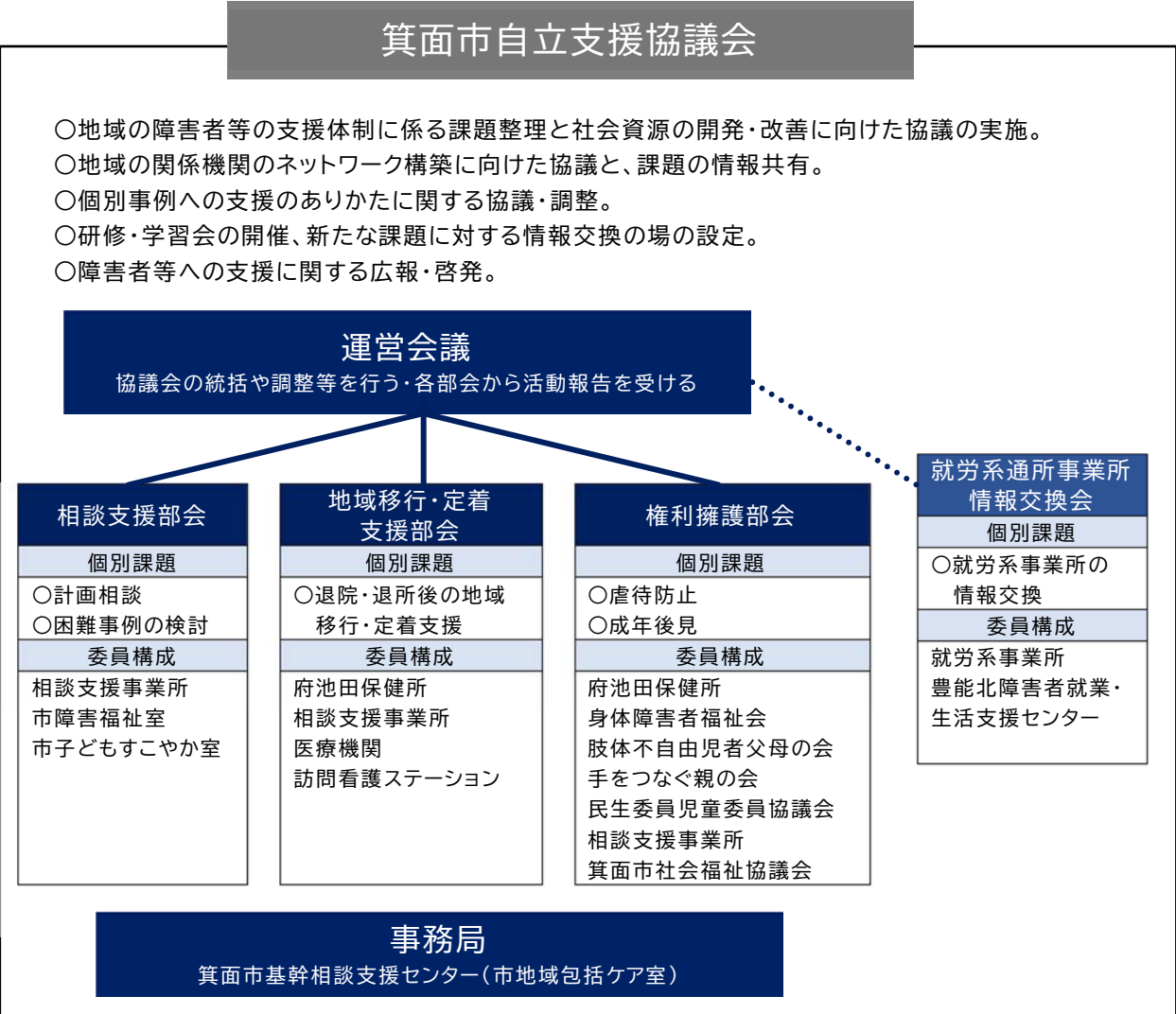
この協議会は、関係機関・関係団体、障害者等とその家族及び福祉・医療・保健・就労関係者で構成されています。

相談支援部会、地域移行・定着支援部会、権利擁護部会の3つの専門部会を設置するとともに、就労系通所事業所の情報交換会を開催し、障害者等への支援体制に関する地域課題について情報を共有し、関係機関等の連携の強化を図るとともに、地域の実情に応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について協議を行います。また、自立支援協議会の組織体の在り方について、必要に応じて検討します。

⇒関連： 第3部 第2章 3 成果目標 (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

⇒関連： 第3部 第2章 3 成果目標 (6)相談支援体制の充実・強化等

【図 18:箕面市自立支援協議会組織図】

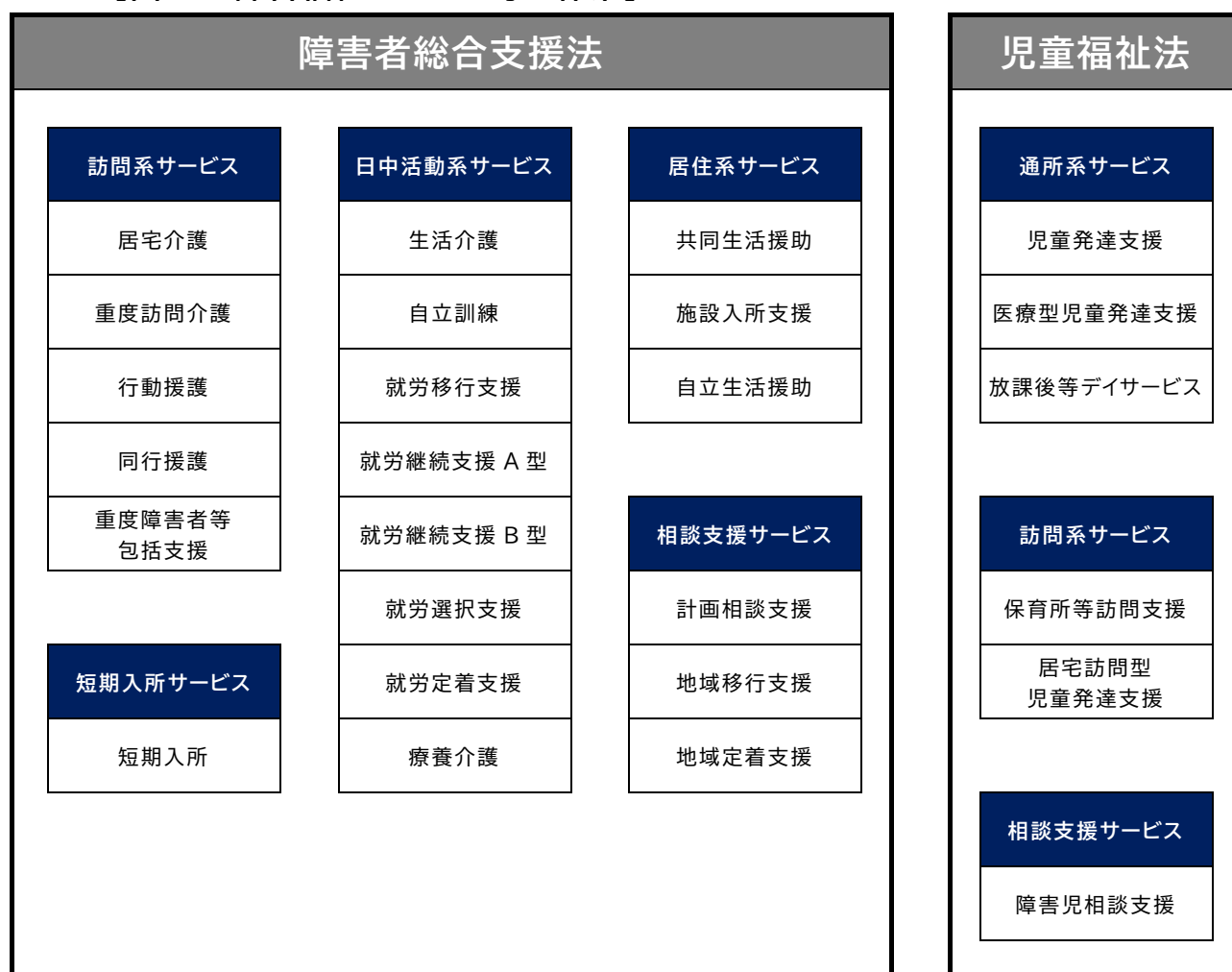


第2章 障害福祉サービスの内容と見込量

1 障害福祉サービスの体系

第7期計画における障害福祉サービス等の体系は【図19】のとおりです。サービスには、障害者総合支援法に基づくものと、児童福祉法に基づくものがあります。

【図 19: 障害福祉サービス等の体系】



また、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付と地域生活支援事業の全体像は、【図20】のとおりです。

自立支援給付は、障害種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国共通に提供されるサービスです。介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療及び補装具費の支給で構成されます。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障害者の自立した地域生活を支援するために実施する事業です。必須事業と任意事業があり、地域の特性に応じて、柔軟に実施できるものです。

【図 20：自立支援給付と地域生活支援事業の全体像】

自立支援給付	
介護給付	訓練等給付
居宅介護	自立訓練
重度訪問介護	就労移行支援
行動援護	就労継続支援 A 型
同行援護	就労継続支援 B 型
療養介護	就労定着支援
生活介護	就労選択支援
短期入所	自立生活援助
重度障害者等 包括支援	共同生活援助
施設入所支援	
地域相談支援給付	計画相談給付支援
地域移行支援	計画相談支援
地域定着支援	
補装具費の給付	自立支援医療
	更生医療
	育成医療
	精神通院

地域生活支援事業	
市町村地域生活支援事業 必須事業	
理解促進研修・啓発事業	意思疎通支援事業
自発的活動支援事業	日常生活用具給付等事業
相談支援事業	手話奉仕員養成研修事業
成年後見制度利用支援事業	移動支援事業
成年後見制度法人後見支援事業	地域活動センター機能強化事業
※その他、任意事業あり	
都道府県地域生活支援事業 必須事業	
専門性の高い相談支援事業	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	
広域的な支援事業	
※その他、任意事業あり	

自立と共生の社会を実現・障害者が地域で暮らせる社会	福祉施設から一般就労への移行等	○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ○就労定着支援の利用者及び事業所ごとの就労定着率の増加 ○協議会（就労支援部会）等の設置 ○就労継続支援 B 型事業所における工賃の向上	
	障害児支援の提供体制の整備等	○児童発達支援センターの設置及び障害児の社会参加・包容の推進 ○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用児童数、訪問回数 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、訪問回数 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
	相談支援体制の充実・強化等	○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	○総合的・専門的な相談支援 ○地域の相談支援体制の充実・強化 ○協議会における個別事例検討によるサービスの開発・改善
	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	○障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制を構築	○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ○障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有 ○指導監査結果の共有
			発達障害者等に対する支援 ○ペアレントトレーニング^(注10)やペアレントプログラム^(注11)等の支援プログラム等の受講者数 ○ペアレントメンター^(注12)の人数 ○ピアサポート^(注13)の活動への参加人数

注10 護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家庭支援のアプローチの一つ。トレーナーには専門知識が要求される。

注11 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

注12 メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ養成研修を受けた保護者が、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を通し、共感的なサポートを行う。

注13 同じような共通項と対等性をもつ人同士の支え合いを表す。障害者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会などを行ったりすること。

3 成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・一般住宅等に移行する人数の目標値を設定します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数・施設入所者の削減数】

令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数は52人です。そのうち、6%以上(4人)が、令和8年度(2026年度)末までに地域生活へ移行することを目指す目標値として設定します。また、令和8年度(2026年度)末時点の入所者数が、令和4年度(2022年度)末時点と比較して概ね1.7%(1人)減少し、51人になることを目標値として設定します。これは、地域移行者見込数(4人)だけではなく、新規入所者見込数(3人)もふまえると、その差し引き数(1人)が、実質の削減数となるためです。

引き続き、重度化・高齢化にも対応できる短期入所やグループホームなどの障害福祉サービス等の基盤整備に向けて、既存補助金の見直しや、市立施設の建て替え等に合わせた基盤整備の検討を実施します。あわせて、新規入所希望者についても、ケースワークを通じ地域生活の検討を促すこと等により、施設入所者数の減少を図ります。

【表1：施設入所者の地域生活移行者数・施設入所者の削減数の目標値】

項目	数値	考え方
①入所者数 (基準値)	52人	令和4年度末時点
②削減数 (目標値)	1人以上	令和8年度末時点(③－④)
③地域移行者数(目標値)	4人以上	令和8年度末までの見込数
④新規入所者数(見込値)	3人	令和8年度末までの見込数
⑤入所者数 (目標値)	51人以下	令和8年度末時点(①－②)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である旨が記載されています。

地域包括ケアシステムの構築をさらに推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率の目標値を設定します。

本市では、平成30年度（2018年度）に箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会に「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置し、また、「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」に参画し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保に努めています。引き続き、支援機関と連携して一層の地域移行の推進に取り組めます。

【表 2：精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数】

項目	令和8年度 目標値
平均生活日数	325.3 日

【表 3：精神病床における1年以上長期入院患者数】

項目	令和3年6月末 (基準値)	令和8年6月末 (目標値)
1年以上長期入院患者数	131 人	117 人以下

※大阪府の目標値(8,193 人)を、令和 3 年 6 月末の市町村実績をもとに按分

【表 4：精神病床における早期退院率】

項目	令和8年度 目標値
入院後3か月時点の退院率	68.9%
入院後6か月時点の退院率	84.5%
入院後1年時点の退院率	91.0%

(3) 地域生活支援の充実

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つです。

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけています。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担う体制としては不十分であるため、本計画中に実施する市立あかつき園の再整備等に併せて、機能の充実に向けた検討を行うとともに、機能の水準や充足状況について継続的に検証及び検討を行います。検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会相談支援部会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

【強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実】

強度行動障害者の支援体制の充実を図るために、強度行動障害者の実情や支援サービス等のニーズの把握のため、実態調査を行い、当事者や家族等が抱える課題を集約し、大阪府強度行動障害者地域連携モデル等を参考に、地域課題を整理し、有機的な連携を図ることができるよう取組を推進します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

障害者の就労を支援する観点から、就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数、就労定着率、就労継続支援B型事業所における工賃等の目標値を設定します。

引き続き、関係機関との連携、事業主の理解促進、職場実習の機会拡大や、障害者優先調達推進法に基づく取組を進め、障害者の雇用促進・就労支援の充実や、地域における自立生活の実現を図ります。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】

就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数の目標値については、大阪府の考え方にに基づき、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上の数値を、目標値として設定します。あわせて、就労移行支援を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、

令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上の数値を、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上の数値を、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上の数値を、目標値として設定します。

また、市内の就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる市内事業所数の割合について目標値を設定します。

【表 5:福祉施設から一般就労への移行目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
福祉施設から一般就労への移行人数	41人	54人

【表 6:就労移行支援・就労継続支援から一般就労への移行目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
就労移行支援から一般就労への移行人数	29人	38人
就労継続支援A型から一般就労への移行人数	6人	8人
就労継続支援B型から一般就労への移行人数	6人	8人

【表 7:就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労への移行割合目標値】

項目	令和8年度 目標値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合が5割以上の事業所数の割合	6割

【就労定着率の増加】

就職後の職場定着への支援を強化していく観点から、令和8年度(2026年度)における就労定着支援事業利用者数を、大阪府の考え方にに基づき、令和3年度(2021年度)実績の1.41倍を目標として、就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定します。

また、市内の就労定着支援事業所における就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合)が7割以上となる市内事業所数の割合について目標値を設定します。

さらに、自立支援協議会において就労系通所事業所の情報交換会を開催し、

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築の推進を図ります。

【表 8: 就労定着支援事業の利用者数目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)※	令和8年度見込 (目標値)
就労定着支援事業の利用者数	18人	33人

※令和4年3月利用分

【表 9: 令和8年度末時点の就労定着率目標値】

項目	令和8年度末 目標値
就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分

【就労継続支援B型事業所における工賃の平均額】

就労継続支援B型事業所における工賃の平均額は、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。国の基本指針において、直ちに一般就労に移行することが難しい障害者が適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を図っていくことが望ましいとされています。

このため、市内の就労継続支援B型事業所に対して令和8年度(2026年度)の目標工賃額のアンケートを実施し、その平均値を平均工賃月額目標として設定します。

【表 10: 就労継続支援B型事業所の工賃の目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
平均工賃月額	13,851円	15,860円

(5)障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進】

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1か所以上設置することを基本としています。

現在、福祉型児童発達支援センターと同等の機能を備えている児童発達支援事業所あいあい園を、市立病院リハビリテーションセンター内で運営していますが、令和7年（2025年）4月、箕面市立病院の指定管理者制度導入に伴い、あいあい園を市役所第二別館に移転し、障害児の外来リハビリテーションを行う診療所を併設した「箕面市立児童発達支援センター」として開設する予定です。地域における障害児支援の中核的な役割を担い、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図ります。

②保育所等訪問支援の充実

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度（2026年度）末までにすべての市町村において、障害児の地域社会の参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めることとされています。

本市では、保育所等訪問支援を実施する民間の障害児通所支援事業所が5か所あります。

また、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園では、機能訓練を担当する総合保健福祉センター分室の療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）や臨床心理士が、従前から保育所等を巡回し支援を要する子どもたちへの集団生活適応のための支援や保育士や教諭など訪問先のスタッフへの支援を行っています。令和7年（2025年）4月に開設する予定の箕面市立児童発達支援センターでは、保育所等訪問支援を新たな事業として実施する予定であり、これらの体制を活かし、さらに障害児の地域社会への参加・包容が推進するよう取組を進めます。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

大阪府は、府内の重症心身障害児数を障害児通所支援事業所の平均的な登録児数で除した数を参考に、大阪府の令和8年度（2026年度）末までの目標を設定し、各市町村に按分しました。本市では、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所の整備が求められています。

現在、市内には、既に両事業を実施する民間の障害児通所支援事業所が5か所あり、サービス提供量は満たされていますが、利用者のニーズに添ったサービス提供のため、ニーズに即した特色のある事業者参入の勧奨に努めます。

【表 11:主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の数の目標値】

項目	令和8年度 目標値
児童発達支援事業所数	5か所
放課後等デイサービス事業所数	5か所

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

国の基本指針では、令和8年度（2026年度）末までに、各都道府県及び各市町村において、医療、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置することが基本とされています。

本市では、令和元年度（2019年度）に、医療的ケア児を含む障害児に関連する協議の場である「早期療育事業推進会議」「支援連携協議会」「自立支援協議会相談支援部会」のそれぞれを、「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」と位置づけています。医療的ケア児等コーディネーターについては、令和5年度（2023年度）現在、医療関係3名、福祉関係1名を配置しています。

令和3年（2021年）の医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児等コーディネーターの活用を含めた医療的ケア児の相談体制等の整備のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の関係機関による協議の場の活性化を図ります。

(6)相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、市町村は、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の緊密な連携を図る役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本としています。また、すべての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うことが目標に掲げられています。

①基幹相談支援センターを核とした総合的・専門的な相談支援

本市では、箕面市社会福祉協議会に相談支援業務を委託し、身体障害、知的障害、精神障害の3障害への対応をはじめ、自立支援協議会の事務局、他の相談支援事業者や関係機関との連携など、相談支援体制の構築に先進的に取り組むとともに、障害種別ごとに市内事業所に相談支援業務を委託するなど、相談支援体制の充実、整備を進めてきました。

平成25年度(2013年度)からは、障害者自立支援法の改正をふまえ、箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンターを市基幹相談支援センターとして位置づけ、平成29年度(2017年度)からは、市基幹相談支援センターを市直営により運営しています。

今後も引き続き、障害者やその家族が身近な地域で必要な時に必要な相談が受けられるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、各相談機関、障害福祉サービス事業者等との地域の実情に応じた明確な役割分担と有機的な連携強化により相談支援体制の充実・強化をめざします。また、分野を超えた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業も活用し、総合的な相談支援と、権利擁護や虐待防止のための支援を行う包括的な支援体制の整備・充実を進めます。

また、ヤングケアラーを含む障害者の家族支援については、相談対応や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施し、必要な支援につなげられるよう関係機関との連携を図ります。

【表 12：本市における相談支援体制】

<第1層> サービス利用を支援する計画相談支援 【主な対象】 障害福祉サービス利用者等	主な担い手 ⇒特定相談支援事業所
<第2層> 一般的な相談支援 【主な対象】 ・第1層の対象でない障害者等を含む地域住民など ・地域の相談支援事業者等	主な担い手 ⇒委託相談支援事業所 ⇒基幹相談支援センター
<第3層> ・地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など	主な担い手 ⇒基幹相談支援センター

②自立支援協議会を活用した地域の相談支援体制の強化

相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉サービスの基盤整備に関して、地域のニーズを抽出する役割を果たすのは、定期的な協議の場である「箕面市自立支援協議会」です。同協議会では、中立・公平な観点から、相談支援事業の運営の評価、困難事例に関する協議・調整、地域課題についての検討と掘り下げ、地域における関係機関のネットワークの構築等を進め、地域の支援体制整備の取組の活性化を図ります。

精神障害者及びその家族を対象とした相談業務には、専門的な知識が必要です。基幹相談支援センターには精神保健福祉相談員を配置し、保健所や医療機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図るとともに、国の施策として制度化された、障害者入所施設や精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア、難病患者等については、地域での課題を共有するとともに、大阪府の発達障がい者センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター、保健所等の関係機関と連携し、支援機関のネットワーク化を図ります。

さらに、大阪府自立支援協議会等と相互に連携し、府内各地域の好事例の取組を共有するなど同協議会の活性化を図ります。

(7)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入しているなか、改めて障害者総合支援法の基本理念及び目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度（2026年度）末までに、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加や、自立支援審査支払等システム等を活用した請求の過誤を無くするための取組など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本市では、都道府県等が実施する研修への市職員の積極的な参加に加え、援護の実施市として、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化に努めるとともに、指定権限を有する市として、適正な指導監査の実施に取り組みます。

併せて、障害福祉サービス事業所等において障害福祉サービス等の質の向上を図ることができるよう、様々な機会を通じて、障害福祉サービス事業所等に対する研修及び制度に関する情報提供などの支援を行います。

【表 13: 第6期の計画と実績値(訪問系サービス)】

サービス種別	種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅介護	身体	人/月	92	113	(123%)	118	116	98%	124	112	90%
		時間/月	2,698	4,110	(152%)	3,998	4,072	102%	4,201	3,528	84%
	知的	人/月	82	65	(79%)	68	71	104%	72	78	108%
		時間/月	1,462	936	(64%)	1,012	877	87%	1,071	890	83%
	精神	人/月	51	62	(122%)	63	67	106%	67	67	100%
		時間/月	339	771	(227%)	706	775	110%	750	654	87%
	障害児	人/月	22	12	55%	14	9	64%	12	11	92%
		時間/月	851	310	36%	420	245	58%	360	216	60%
	合計	人/月	247	252	102%	263	263	100%	275	268	97%
		時間/月	5,350	6,127	115%	6,136	5,969	97%	6,382	5,288	83%
重度訪問介護	身体	人/月	14	11	(79%)	13	11	85%	14	14	100%
		時間/月	5,056	4,743	(94%)	5,124	4,885	95%	5,518	5,267	95%
	知的	人/月	4	3	(75%)	4	3	75%	5	4	80%
		時間/月	2,087	2,521	(121%)	3,135	2,550	81%	3,918	2,495	64%
	精神	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	340	0	(0%)	340	0	0%	340	0	0%
	合計	人/月	19	14	74%	18	14	78%	20	18	90%
		時間/月	7,483	7,264	97%	8,599	7,435	86%	9,776	7,762	79%
同行援護	身体	人/月	29	28	(97%)	35	27	77%	38	26	68%
		時間/月	831	685	(82%)	954	682	71%	1,036	648	63%
	障害児	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	29	0	0%	29	0	0%	29	0	0%
	合計	人/月	30	28	93%	36	27	75%	39	26	67%
		時間/月	860	685	80%	983	682	69%	1,065	648	61%
重度障害者等 包括支援	身体	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%

第3部 第2章 障害福祉サービスの内容と見込量

サービス種別	種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
行動援護	知的	人/月	2	3	(150%)	5	2	40%	5	3	60%
		時間/月	34	93	(274%)	85	84	99%	85	107	126%
	精神	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	17	0	(0%)	17	0	0%	17	0	0%
	障害児	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	17	0	0%	17	0	0%	17	0	0%
	合計	人/月	4	3	75%	7	2	29%	7	3	43%
		時間/月	68	93	137%	119	84	71%	119	107	90%
合計		人/月	301	297	99%	325	306	94%	342	315	92%
		時間/月	13,836	14,169	102%	15,912	14,170	89%	17,417	13,805	79%

第1部
総論

第2部
第4次計画
(みのおのNプラン)
障害者市民の長

第3部
第3期計画
障害者市民福祉計画・

第4部
計画の推進体制と
進行管理

資料編

【表 14：第7期計画のサービス見込量（訪問系サービス）】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)
居宅介護	身体	113	3,469	114	3,500	116	3,561
	知的	95	1,086	105	1,200	116	1,326
	精神	71	728	76	780	81	831
	障害児	18	305	19	322	20	339
	合計	297	5,588	314	5,802	333	6,057
重度訪問介護	身体	15	6,149	16	6,559	17	6,969
	知的	4	2,555	5	3,194	6	3,833
	精神	1	340	1	340	1	340
	合計	20	9,044	22	10,093	24	11,142
行動援護	知的	5	245	5	245	5	245
	精神	1	42	1	42	1	42
	障害児	1	42	1	42	1	42
	合計	7	329	7	329	7	329
同行援護	身体	33	795	36	868	39	940
	障害児	1	24	1	24	1	24
	合計	34	819	37	892	40	964
重度障害者等 包括支援	身体	0	0	0	0	0	0
合計		358	15,780	380	17,116	404	18,492

< サービス見込量の算出方法（訪問系サービス） >

月あたりの延べ利用時間数 = [実利用者数の見込み] × [1人あたりの利用時間数]

○利用者数と1人あたりの利用時間数の見込みは、令和3年度（2021 年度）から令和5年度（2023 年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○重度障害者等包括支援については、利用実績及び具体的ニーズがないため、サービス量を見込んでいません。

【サービス見込量確保のための方策(訪問系サービス)】

- ・在宅生活を営む上での基礎となるサービスであることから、障害者一人ひとりの障害特性やニーズ、同性介護への配慮等に対応できるサービス供給基盤の整備・充実に努めます。特に、重度訪問介護及び行動援護については、市内でのサービス提供可能事業者が少ないことから、サービス提供基盤の整備が必要です。
- ・重度訪問介護については、常時介護を必要とする重度障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、地域のニーズについて把握を進めるとともに、新たなサービス提供基盤の整備に努めます。
- ・障害特性に応じた専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保を行うため、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修の受講支援に取り組むほか、医療的ケアに対応できる従事者の確保に努めていきます。加えて、サービス見込量を確保し、安定的なサービス提供を行うために必要となる介護人材の確保策について検討を進めます
- ・重度障害者等包括支援については、市内及び近隣市に事業所がなく、具体的な利用ニーズがないためサービス量を見込んでいませんが、利用希望があった場合には適切に対応します。

②短期入所サービス

サービス名	実施内容	主な対象者		
短期入所	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	身	知	区分
		精	難	

【表 15：第6期の計画と実績値(短期入所サービス)】

サービス名	種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
短期入所	身体	人/月	1	22	(2,200%)	33	25	76%	35	27	77%
		人日/月	6	201	(3,350%)	259	207	80%	278	201	72%
	知的	人/月	124	55	(44%)	72	52	72%	76	57	75%
		人日/月	672	396	(59%)	446	391	88%	477	387	81%
	精神	人/月	9	3	(33%)	5	2	40%	6	3	50%
		人日/月	115	21	(18%)	50	5	10%	54	12	22%
	障害児	人/月	18	13	72%	16	14	88%	17	14	82%
		人日/月	69	76	110%	86	84	98%	92	92	100%
	合計	人/月	152	93	61%	126	93	74%	134	101	75%
		人日/月	862	694	81%	841	687	82%	901	692	77%

【表 16：第7期計画のサービス見込量(短期入所サービス)】

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
短期入所	身体	29	173	30	179	31	185
	知的	70	486	77	534	85	590
	精神	3	16	3	16	3	16
	障害児	21	125	25	149	26	154
	合計	123	800	135	878	145	945

※利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・強度行動障害を有する障害者：見込量のうち約22%
- ・医療的ケアを必要とする障害者：見込量のうち約8%

<サービス見込量の算出方法(短期入所サービス)>

月あたりの延べ利用人数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

- 利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 強度行動障害を有する障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の短期入所支給決定者のうち行動障害関連項目10点以上の障害者の割合としています。
- 医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の短期入所支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要なかた及び医療型短期入所決定を受けている障害児の割合としています。

【サービス見込量確保のための方策(短期入所サービス)】

- ・ ショートステイについては、依然ニーズが高い状況にあり、家族の負担軽減を図る観点から、身近な地域で利用できるよう、引き続き提供基盤の整備に努めます。
- ・ 介護者のレスパイトに限らず、一人暮らしやグループホーム等で生活するための練習としての利用など、多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、短期入所施設に対し、更なる充実を働きかけます。
- ・ 緊急時等に対応できるよう、市立あかつき園の再整備等に併せて、地域生活支援拠点等における短期入所の在り方について検討します。
- ・ 特に、医療的ケアが必要な重度障害者等へのサービス提供基盤の不足は大きな課題となっており、病院における医療型短期入所の実施促進など広域的な対応も含めて、不足する提供基盤の充実に向けて、引き続き関係施設等への働きかけを行います。

③日中活動サービス

重点(4)

サービス名	実施内容	主な対象者
生活介護	常に介護を必要とするかたに、障害者支援施設やその他の施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動等の機会を提供します。	身 知 区分 精 難
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 精 難
就労移行支援	一般就労を希望するかたに、一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援A型	一般就労が困難なかたに、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けて必要な訓練等の支援を行います。	身 知 精 難
就労継続支援B型	一般就労が困難なかたに、就労や生産活動の機会を提供する(雇用契約は結ばない)とともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けて必要な訓練等の支援を行います。	身 知 精 難
就労選択支援(※)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行います。 ※令和7年(2025年)10月1日施行予定です。	身 知 精 難
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したかたの就労の継続を図るため、就労先の企業等と必要な連絡調整のほか、雇用に伴い生じる日常生活を営む上での相談、指導・助言等の支援を行います。	身 知 精 難
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 難

●就労定着支援・療養介護以外

【表 17: 第6期の計画と実績値(日中活動サービス/就労定着支援・療養介護以外)】

サービス種別	種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
生活介護	身体	人/月	49	130	(265%)	132	134	102%	135	134	99%
		人日/月	834	2,346	(281%)	2,400	2,435	101%	2,454	2,394	98%
	知的	人/月	234	169	(72%)	175	171	98%	182	168	92%
		人日/月	4,609	3,171	(69%)	3,418	3,221	94%	3,554	3,189	90%
	精神	人/月	17	31	(182%)	32	31	97%	34	30	88%
		人日/月	208	354	(170%)	367	360	98%	390	379	97%
	合計	人/月	300	330	110%	339	336	99%	351	332	95%
		人日/月	5,651	5,871	104%	6,185	6,016	97%	6,398	5,962	93%
自立訓練	身体	人/月	1	3	(300%)	3	3	100%	3	3	100%
		人日/月	11	46	(418%)	38	44	116%	38	40	105%
	知的	人/月	10	9	(90%)	10	7	70%	11	7	64%
		人日/月	190	170	(89%)	187	140	75%	205	135	66%
	精神	人/月	2	7	(350%)	8	4	50%	9	3	33%
		人日/月	46	131	(285%)	142	58	41%	160	26	16%
	合計	人/月	13	19	146%	21	14	67%	23	13	57%
		人日/月	247	347	140%	367	242	66%	403	201	50%
就労移行支援	身体	人/月	5	10	(200%)	9	11	122%	10	7	70%
		人日/月	99	142	(143%)	131	186	142%	146	108	74%
	知的	人/月	20	19	(95%)	15	21	140%	17	13	76%
		人日/月	342	309	(90%)	253	344	136%	287	237	83%
	精神	人/月	23	32	(139%)	32	29	91%	35	31	89%
		人日/月	346	495	(143%)	509	466	92%	557	506	91%
	合計	人/月	48	61	127%	56	61	109%	62	51	82%
		人日/月	787	946	120%	893	996	112%	990	851	86%
就労継続支援A型	身体	人/月	4	7	(175%)	8	6	75%	9	7	78%
		人日/月	82	134	(163%)	159	119	75%	179	132	74%
	知的	人/月	14	11	(79%)	13	13	100%	14	16	114%
		人日/月	313	219	(70%)	259	264	102%	279	305	109%
	精神	人/月	25	26	(104%)	29	26	90%	31	28	90%
		人日/月	491	481	(98%)	554	505	91%	592	508	86%
	合計	人/月	43	44	102%	50	45	90%	54	51	94%
		人日/月	886	834	94%	972	888	91%	1,050	945	90%

第3部 第2章 障害福祉サービスの内容と見込量

サービス種別	種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
就労継続 支援 B 型	身体	人/月	24	30	(125%)	26	32	123%	27	34	126%
		人日/月	330	414	(125%)	375	452	121%	389	475	122%
	知的	人/月	138	81	(59%)	79	89	113%	81	100	123%
		人日/月	2,575	1,458	(57%)	1,494	1,611	108%	1,532	1,831	120%
	精神	人/月	62	49	(79%)	49	57	116%	50	70	140%
		人日/月	771	639	(83%)	644	801	124%	657	989	151%
	合計	人/月	224	160	71%	154	178	116%	158	204	129%
		人日/月	3,676	2,511	68%	2,513	2,864	114%	2,578	3,295	128%

【表 18: 第7期計画のサービス見込量(日中活動サービス/就労定着支援・療養介護以外)】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	身体	134	2,415	137	2,469	146	2,631
	知的	174	3,422	184	3,619	201	3,953
	精神	32	434	33	447	34	461
	合計	340	6,271	354	6,535	381	7,045
自立訓練 (機能訓練)	身体	1	10	1	10	1	10
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	1	10	1	10	1	10
自立訓練 (生活訓練)	身体	2	30	2	30	2	30
	知的	8	154	9	173	10	192
	精神	6	63	7	74	8	84
	合計	16	247	18	277	20	306
就労移行支援	身体	6	93	7	108	8	123
	知的	14	249	15	267	16	285
	精神	40	636	44	699	48	763
	合計	60	978	66	1,074	72	1,171
就労継続支援 A 型	身体	11	210	12	229	13	248
	知的	20	385	22	423	24	462
	精神	30	562	32	599	34	636
	合計	61	1,157	66	1,251	71	1,346
就労継続支援 B 型	身体	41	574	44	616	47	658
	知的	114	2,148	122	2,298	132	2,487
	精神	78	1,140	82	1,198	88	1,286
	合計	233	3,862	248	4,112	267	4,431
就労選択支援 (新設)	身体	0		5		5	
	知的	0		11		13	
	精神	0		10		12	
	合計	0		26		30	

※生活介護の利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・ 強度行動障害を有する障害者：見込量のうち約36%
- ・ 医療的ケアを必要とする障害者：見込量のうち約8%

＜サービス見込量の算出方法(日中活動サービス/就労定着支援・療養介護以外)＞
 月あたりの延べ利用人数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021 年度)から令和5年度(2023 年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○生活介護のうち、強度行動障害を有する障害者の割合は、令和5年(2023 年)10 月 1 日現在の生活介護支給決定者のうち行動障害関連項目 10 点以上の障害者の割合としています。

○生活介護のうち、医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和5年(2023 年)10 月1日現在の生活介護支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要な障害者の割合としています。

○就労選択支援については、令和7年(2025年)10月施行予定のため、令和7年度(2025年度)から利用者数を見込んでいます。利用者数の見込みは、令和6年度(2024 年度)及び令和7年度(2025 年度)の就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の新規利用者数の見込を加味しています。

●就労定着支援

【表 19：第6期の計画と実績値(日中活動サービス/就労定着支援)】

サービス名	種別	単位	令和2年度 (2020 年度)			令和3年度 (2021 年度)			令和4年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
就労定着支援	身体	人/月	4	1	(25%)	1	1	100%	1	2	200%
	知的	人/月	18	3	(17%)	4	6	150%	5	9	180%
	精神	人/月	21	8	(38%)	12	8	67%	13	13	100%
	合計	人/月	43	12	28%	17	15	88%	19	24	126%

【表 20:第7期計画のサービス見込量(日中活動サービス/就労定着支援)月あたり必要見込量】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
就労定着支援	身体	4 人	4 人	5 人
	知的	12 人	13 人	14 人
	精神	12 人	13 人	14 人
	合計	28 人	30 人	33 人

＜サービス見込量の算出方法（日中活動サービス/就労定着支援）＞
月あたりの実利用者数＝「利用者数の見込み」

○利用者数の見込みは、福祉施設から一般就労へ移行する人を対象とし、算出しています。

●療養介護

【表 21：第6期の計画と実績値（日中活動サービス/療養介護）】

サービス種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
療養介護	人/月	7	9	129%	9	10	111%	9	10	111%

【表 22：第7期計画のサービス見込量（日中活動サービス/療養介護）月あたり必要見込量】

サービス名単位	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
療養介護	7 人	8 人	9 人

＜サービス見込量の算出方法(日中活動サービス/療養介護)＞
月あたりの実利用者数＝「利用者数の見込み」

○利用者数の見込みは、令和5年度(2023年度)の利用者数の見込み(6人)をもとに、現在のサービス利用者のニーズ、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

【サービス見込量確保のための方策 日中活動系サービス】

- ・ 障害者の多様な日中活動の場を確保する観点から、ニーズに対応しバランスの取れたサービス基盤の整備・充実に努めます。
- ・ 特に、重度重複障害者が通所できる事業所は、限定されている現状です。市立施設が果たすべき役割と機能について、長期的視点で検討するとともに、重度重複障害者の就労・日中活動の場の確保と充実について、引き続き民間の事業所の活用も視野に入れた検討を進めます。
- ・ 生活介護については、本計画期間中に新たに中部地域での新施設の整備及び市立あかつき園の再整備を進めます。
- ・ 医療的ケアが必要な重度障害者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討する他、発達障害・高次脳機能障害・難病など、従来の支援ノウハウ等に加えて、障害特性に対応した支援体制の拡充に努めます。
- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援等については、箕面市自立支援協議会就労系通所事業所情報交換会において、就労に関する地域課題の共有と連携を進め、ニーズをふまえた基盤の整備・充実に努めます。

④居住系サービス

重点(1)

サービス名	実施内容	主な対象者
共同生活 援助 (グループ ホーム)	共同生活住居において、主に夜間における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。 また、一人暮らし等を希望する入居者に対する支援や退居後の相談等の支援を行います。	身 知 区分 精 難
施設入所 支援	障害者支援施設において、主に夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 精 難
自立生活 援助	単身で生活するかたの居宅を定期的に訪問し日常生活を営む上での課題がないか確認を行い、必要な情報提供や助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行います。	身 知 精 難

【表 23:第6期の計画と実績値(居住系サービス)】

サービス種別	種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
共同生活援助	身体	人/月	1	23	(2,300%)	23	24	104%	24	25	104%
	知的		110	94	(85%)	95	107	113%	100	112	112%
	精神		24	28	(117%)	27	35	130%	28	40	143%
	合計		135	145	107%	145	166	114%	152	177	116%
施設入所支援	身体	人/月	12	26	(217%)	26	25	96%	26	25	96%
	知的		47	35	(74%)	36	33	92%	36	30	83%
	精神		0	1	(皆増)	0	1	皆増	0	0	-
	合計		59	62	105%	62	59	95%	62	55	89%
自立生活援助	身体	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	知的		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	精神		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	合計		3	0	0%	3	0	0%	3	0	0%

【表 24:第7期計画のサービス見込量(居住系サービス)月あたり必要見込量】

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共同生活援助	身体	25人	26人	27人
	知的	127人	134人	142人
	精神	43人	46人	49人
	合計	195人	206人	218人
施設入所支援	身体	25人	25人	24人
	知的	30人	29人	28人
	精神	0人	0人	0人
	合計	55人	54人	52人
自立生活援助	身体	1人	1人	1人
	知的	2人	2人	2人
	精神	1人	1人	1人
	合計	4人	4人	4人

※共同生活援助の利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・強度行動障害を有する障害者:見込量のうち約26%
- ・医療的ケアを必要とする障害者:見込量のうち約0.5%

<サービス見込量の算出方法(居住系サービス)>

月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

- 共同生活援助については、令和3年度(2021 年度)から令和5年度(2023 年度)の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 共同生活援助のうち、強度行動障害を有する障害者の割合は、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日現在の共同生活援助支給決定者のうち行動障害関連項目 10 点以上の障害者の割合としています。
- 共同生活援助のうち、医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日現在の共同生活援助支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要な障害者の割合としています。
- 施設入所支援については、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所数をもとに、地域移行者数を除いた上で、グループホームや在宅での対応が困難で真に入所施設利用が必要と判断される数を想定しています。
- 自立生活援助については、今後の事業所の整備見込みや利用のニーズを踏まえ、算出しています。

【サービス見込量確保のための方策(居住系サービス)】

- ・グループホームの見込量は、現状と今後3年間のニーズを踏まえ算出していますが、地域移行や自立生活を希望する利用者のニーズ、また「親亡き後」など将来的に大きく膨らむと予想されるニーズに対応するため、高齢化・重度化した障害者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型などのグループホームの整備・充実に努めます。
- ・整備・充実にあたっては、グループホームの利用希望者と社会資源のマッチングを行えるよう、関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努めます。
- ・グループホームについては、市内事業所数や利用者数は増加しているものの、特に強度行動障害者や重度重複障害者が入居できる事業所は依然として不足している状況です。スプリンクラーの設置義務などを理由に、重度障害者向けのグループホームの整備が進まない状況があることから、国庫補助等を活用した整備促進を進めるとともに、市の障害者グループホーム補助金による整備の支援の在り方を検討します。

- ・ 利用者の状態に応じた活用、施設入所者や精神病床の入院患者等が地域での生活を始める際の活用、また、障害の重度化・高齢化にも対応し、親亡き後も地域でいつまでも安心して暮らせる住まいとしての活用に向けて、利用者の特性や状態に応じた多様な形態のサービス基盤の充実策を、引き続き検討・実施します。
- ・ 令和6年(2024年)4月からグループホームの支援内容に、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることをふまえ、グループホームによる支援の推進を働きかけます。

⑤相談支援サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
計画相談支援	対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院しているかたが地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。	身 知 精 難
地域定着支援	居宅において単身等で生活するかたと常に連絡体制を確保し、障害特性によって生じた緊急事態等の際の相談、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難

【表 25:第6期の計画と実績値(相談支援サービス)】

サービス種別	種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
計画相談支援	身体	人/月	43	71	(165%)	77	71	92%	82	67	82%
	知的		167	120	(72%)	136	124	91%	144	114	79%
	精神		86	75	(87%)	76	71	93%	80	66	83%
	障害児		4	1	25%	1	1	100%	1	0	0%
	合計		300	267	89%	290	267	92%	307	247	80%
地域移行支援	身体	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	知的		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	精神		2	1	(50%)	3	1	33%	3	1	33%
	合計		4	1	25%	5	1	20%	5	1	20%
地域定着支援	身体	人/月	0	0	-	1	0	0%	1	0	0%
	知的		1	3	(300%)	1	4	400%	1	4	400%
	精神		2	0	(0%)	3	1	33%	3	1	33%
	合計		3	3	100%	5	5	100%	5	5	100%

【表 26:第7期計画のサービス見込量 相談支援サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
計画相談支援	身体	83 人	84 人	85 人
	知的	141 人	143 人	145 人
	精神	82 人	83 人	84 人
	障害児	1 人	1 人	1 人
	合計	307 人	311 人	315 人
地域移行支援	身体	1 人	1 人	1 人
	知的	1 人	1 人	1 人
	精神	2 人	2 人	2 人
	合計	4 人	4 人	4 人
地域定着支援	身体	1 人	1 人	1 人
	知的	1 人	1 人	1 人
	精神	2 人	2 人	2 人
	合計	4 人	4 人	4 人

※障害児通所支援を利用しているかたは、計画相談支援の対象ではなく障害児相談支援(P103)の対象となります。

＜サービス見込み量の算出方法（相談支援サービス）＞

月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

- 計画相談支援については、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の支給決定者数及び利用実績等をもとに伸びを算出した上で、現在の相談支援利用のニーズを加味して算出しています。
- 地域移行支援と地域定着支援については、入所施設（知的・身体）や精神科病院からの地域移行者の数を加味しています。
- 地域移行支援については、地域移行者数にサービス標準利用期間（6ヶ月）をかけて年間のサービス量を算出した上で、ひと月あたりの利用者数を算出しています。

【サービス見込み量確保のための方策（相談支援サービス）】

- ・ サービス等利用計画を作成する市内の特定相談支援事業所は、令和5年（2023年）11月時点で12か所であり、令和5年（2023年）3月末時点で、本市の障害福祉サービス支給決定者のうち、7割程度のかたが計画相談支援（障害福祉サービスの他に障害児通所支援も利用する障害児については障害児相談支援）を利用し、残りのかたはセルフプラン（介護保険利用者のケアマネジャーによるケアプランを含む）を活用されています。
- ・ 見込みは実績から算出していますが、国の基本指針にあるように、サービス支給決定時に先立ち、必要なかたについては相談支援専門員による「サービス等利用計画」が必ず作成されるよう、相談支援の提供体制の構築を図る必要があります。
- ・ このため、特定相談支援事業所及び地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所について更なる確保に努めるとともに、相談支援専門員による相談支援の利用ニーズの把握に努め、担い手となる人材（相談支援専門員等）及びその指導的な役割を担う人材（主任相談支援専門員）の確保や増員に向けた取組について検討します。
- ・ また、「サービス等利用計画」においては、障害者と家族が、各種サービスを有効に、また事業者との対等な関係に基づいて利用できるよう、当事者の自己選択・自己決定に基づくケアマネジメントが重要です。障害特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、自立支援協議会相談支援部会を通じてネットワークの構築、相談支援専門員等の質的な向上を図ります。

(2) 障害児福祉サービスの実績と見込量

① 通所系サービス(障害児通所支援)

サービス名	実施内容	主な対象者
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、就学前児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身 知 精 難
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、就学前児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。	身
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所等において、授業の終了後、又は休業日に、就学児童を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	身 知 精 難

【表 27: 第6期の計画と実績値(通所系サービス/障害児通所支援)】

サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
児童発達支援	人/月	196	213	109%	228	242	106%	246	284	115%
	人日/月	1,823	1,831	100%	2,052	2,178	106%	2,214	2708	122%
医療型児童発達支援	人/月	8	3	38%	3	2	67%	4	1	25%
	人日/月	64	25	39%	21	22	105%	28	3	11%
放課後等デイサービス	人/月	413	440	107%	479	496	104%	527	541	103%
	人日/月	7,558	5,130	68%	5,748	5,720	100%	6,324	6247	99%

【表 28: 第7期計画のサービス見込量(通所系サービス/障害児通所支援)】

サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)
児童発達支援	309	3,056	336	3,323	356	3,521
医療型児童発達支援	2	6	2	6	2	6
放課後等デイサービス	643	7,233	702	7,831	738	8,165

< サービス見込量の算出方法(通所系サービス/障害児通所支援) >

月あたりの延べ利用日数 = [実利用者数の見込み] × [1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズや新たに利用が見込まれる児童の数などを加味して算出しています。

【サービス見込量確保のための方策(通所系サービス/障害児通所支援)】

- ・就学前に利用する児童発達支援については、箕面市早期療育事業推進会議の関係機関(府池田保健所、市母子保健事業等)との連携を密に行い、発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じ、箕面市児童発達支援事業所あいあい園(親子通園)や、市内外の多様な民間の児童発達支援事業所について情報提供し、選択いただけるよう支援しています。
- ・箕面市児童発達支援事業所あいあい園が令和7年(2025年)4月に箕面市立児童発達支援センターとして開設することから、新規事業者の参入や確保にあたっては、より質の高い専門的な発達支援や利用者である子どもの安全安心を確保する取組を徹底できるよう、事前周知に努めていきます。
- ・就学後に利用する放課後等デイサービスの新規事業者の参入や確保についても、同様の取組を行います。

②訪問系サービス(障害児通所支援)

サービス名	実施内容	主な対象者
保育所等 訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な就学前の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。	身 知 精 難

【表 29: 第6期の計画と実績値(訪問系サービス/障害児通所支援)】

サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
保育所等訪問支援	人/月	6	4	67%	7	4	57%	8	14	175%
	回/月	6	4	67%	7	6	86%	8	22	275%
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	4	0	0%	2	1	50%	3	2	67%
	回/月	4	0	0%	4	3	75%	6	6	100%

【表 30: 第7期計画のサービス見込量(訪問系サービス/障害児通所支援)】

サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)
保育所等訪問支援	24	26	24	26	24	26
居宅訪問型児童 発達支援	3	17	3	17	3	17

<サービス見込量の算出方法(訪問系サービス/障害児通所支援)>

- 保育所等訪問支援については、市内で保育所等訪問支援を実施する事業所が5か所に増えたことと、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績を踏まえ、見込みました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、令和3年度(2021年度)から令和5年(2023年度)の利用実績より、一定のニーズがあることを踏まえ、訪問回数を見込みました。

【サービス見込量確保のための方策(訪問系サービス/障害児通所支援)】

- ・発達支援が必要な子どもや障害のある子どもの更なる地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園、小学校、中学校等への子どもやその家族への支援に関する専門的支援や助言が求められていることから、令和7年(2025年)4月に開設予定の箕面市立児童発達支援センターにおいて保育所等訪問を実施するとともに、専門的支援や助言を行うことができる事業者の確保に努めます。
- ・居宅訪問型児童発達支援のサービスの提供は充足しています。今後ニーズが増加した場合には、サービスを提供できるよう、新規事業者の確保に努めます。

③相談支援サービス(障害児相談支援)

サービス名	実施内容	主な対象者
障害児 相談支援	障害児通所支援を利用しているかたを対象に、対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用するサービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難

【表 31:第6期の計画と実績値(相談支援サービス/障害児相談支援)】

サービス種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害児相談支援	人/月	79	58	73%	62	62	100%	69	61	88%

【表 32：第7期計画のサービス見込量（相談支援サービス/障害児相談支援）】

サービス名		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
障害児相談支援	人/月	67	68	70

※障害児相談支援は、障害児通所支援を利用しているかたを対象としています。

＜サービス見込量の算出方法（相談支援サービス/障害児相談支援）＞

月あたりの延べ利用者数＝「利用者数の見込み」

○利用者数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズを加味して算出しています。

【サービス見込量確保のための方策(相談支援サービス/障害児相談支援)】

- ・ 令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の間は、市内に障害児相談支援を実施する特定相談支援事業所は10か所あり、障害児通所支援利用者のうち、2割程度のかたが障害児相談支援を利用し、残りのかたはセルフプランを活用されています。
- ・ 障害児通所支援利用者数に比べ、障害児相談支援利用者数が少ないのは、障害児相談支援を提供する特定相談支援事業所の不足も一因と考えられますが、計画相談を依頼せずセルフプランを自ら希望されるかたが一定数いること、従前から、就学前の全ての子どもを対象とした発達相談が、サービスの紹

介等の調整を担っていることによります。

- ・ 見込量は実績から算出していますが、障害児相談支援は、サービスを利用する障害のある子どもやその保護者への継続的相談支援や、関係機関をつなぐ役割を担っていることから、国の基本指針にあるよう、障害児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。
- ・ このため、障害児相談支援を提供する特定相談支援事業所の更なる確保に努めるとともに、障害者と同様、相談支援専門員による相談支援の利用ニーズの把握に努め、相談支援専門員の確保等に向けた取組について検討します。
- ・ また、令和7年(2025年)4月に設置予定の箕面市立児童発達支援センターにおいて、障害児相談支援を実施し、民間の特定相談支援事業者と連携を図りながら、地域の支援体制の構築を図ります。

④医療的ケア児等コーディネーター【新規】

医療的ケア児等コーディネーターについては、令和5年度(2023年度)現在、医療関係3名、福祉関係1名を配置しています。

令和3年(2021年)の医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児等コーディネーターの活用を含めた医療的ケア児の相談体制等の整備を図ります。

【表 33：第7期計画のサービス見込量(医療的ケア児等コーディネーター)】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等 コーディネーター配 置人数	福祉関係	1人	1人	1人
	医療関係	4人	4人	4人

⑤子ども・子育て支援事業計画(第四次・第五次箕面市子どもプラン)との連携

国の基本指針では、障害児支援について、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること、また、同法に基づく教育・保育等の利用状況をふまえ障害児通所支援等の専門的支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされています。

●子ども・子育て支援事業の必要見込量と提供体制

本市の子ども・子育て支援事業計画(第四次箕面市子どもプラン)(以下、「子どもプラン」という。)では、障害児を含むすべての子どもを対象として、保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みと、施設整備等による提供体制の確保について記載しています。令和7年(2025年)4月には、第四次箕面市子どもプランの考え方を引き継いだ第五次子どもプラン(計画期間 令和7年4月～令和11年3月)を策定予定です。

【表 34:子ども・子育て支援事業の年あたり必要見込量】

サービス名	令和6年度 (2024年度)
保育所、認定こども園	4,102人
幼稚園	1,485人
時間外保育事業(保育所等の延長保育)	1,188人
放課後児童健全育成事業(学童保育)	2,278人
子育て短期支援事業(ショートステイ)	20人日
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	11,330人日
一時預かり事業(幼稚園在園児)	91,313人日
一時預かり事業(在宅)	9,425人日
病児保育事業(病児保育)	1,400人日
病児保育事業(病後児保育)	850人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	474人日
乳児家庭全戸訪問事業	1,097人
養育支援訪問事業	40人
妊婦健康診査	実数 958人 (延べ回数 11,663回)
利用者支援事業	2か所

(参考)子ども・子育て支援事業の実施状況

サービス名	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
保育所、認定こども園	3,004 人	3,158 人
幼稚園	2,188 人	2,033 人
時間外保育事業 (保育所等の延長保育)	1,237 人	1,092 人
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	1,701 人	1,785 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	6 人日	14 人日
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	8,255 人日	9,514 人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児)	73,594 人日	85,188 人日
一時預かり事業 (在宅)	10,179 人日	9,461 人日
病児保育事業 (病児保育)	11 人日	373 人日
病児保育事業 (病後児保育)	96 人日	94 人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	521 人日	350 人日
乳児家庭全戸訪問事業	435 人	391 人
養育支援訪問事業	25 人	23 人
妊婦健康診査	実人数 911 人 (延べ回数 9,766 回)	実人数 853 人 (延べ回数 9,241 回)
利用者支援事業	2 か所	2 か所

●障害児支援施策と子ども・子育て支援施策との連携

本市では、障害児支援の内容を含む「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」や「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害の有無にかかわらず児童が地域で共に成長できるよう、社会参加やインクルージョンの推進に努めてきました。また、子どもプランでは、子どもが、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざしており、相互に関連のある計画として整合性を保ちつつ策定し、身近な地域で一貫した支援を受けられるよう施策を推進してきました。

障害児支援の更なる体制整備のため、第3期箕面市障害児福祉計画においても、子どもプランとの整合性を保ちつつ、計画に定めた障害児支援施策が子どもプランに定めた子ども・子育て支援施策と緊密に連携し、融和した支援が提供できるよう取組を進めます。

【表 36:第7期計画の見込量 協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数】

内容		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3 回	3 回	3 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		15 人	15 人	15 人
関係者の参加者数内訳	保健	1 人	1 人	1 人
	医療	4 人	4 人	4 人
	福祉	3 人	3 人	3 人
	介護	0 人	0 人	0 人
	当事者	0 人	0 人	0 人
	家族	0 人	0 人	0 人
	その他	7 人	7 人	7 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数		1 回	1 回	1 回

②地域生活支援の充実のための取組

重点(1)

●地域生活支援の充実のための取組【新規】

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能のうち、一部を位置づけています。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担う体制としては不十分であるため、本計画中に実施する市立あかつき園の再整備等に併せて、地域生活支援拠点等を担う障害福祉サービス事業所やコーディネーターの配置等の在り方について検討を進めます。

これら機能の充実に向けた検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会相談支援部会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

【表 37:第7期計画の見込量 地域生活支援拠点等の設置数、コーディネーターの配置人数、検証及び検討の実施回数】

内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
地域生活支援拠点等の設置数	1 か所	1 か所	1 か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人
地域生活支援拠点機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2 回	2 回	2 回

③相談支援体制の充実・強化のための取組

重点(1)

●総合的・専門的な相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による、個別の相談業務や困難事例への対応に加え、相談支援事業所等の連携強化や後方支援など、地域全体の相談支援をまとめています

18歳未満の障害児については、児童福祉法に基づく障害児通所支援は教育委員会所管、障害児入所支援は都道府県所管、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護など)は健康福祉部所管となっています。どちらも利用する場合は、障害児相談支援及び計画相談支援として、総合的な計画を策定することとなるため、関係者・関係事業者の連携が必要です。

こうした状況をふまえて、関係者・関係事業者のネットワークを深め、基幹相談支援センターを中心として、総合的に支援を行う体制の整備を進めます。

加えて、委託相談支援については、障害種別ごとの相談対応やエリア担当制など他市の相談支援体制事例等について研究を行い、本市の実情に応じた相談支援体制の構築に向けた検討を行います。

【表 38:第6期の計画と実績値 基幹相談支援センターの設置】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
基幹相談支援センターの設置	有	有	—	有	有	—	有	有	—

【表 39:第7期計画の見込量 基幹相談支援センターの設置】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有

●地域の相談支援体制の強化

複合化・複雑化した課題を抱える事例が増えていることから、基幹相談支援センターにおいて、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による指導・助言のもと支援ニーズに対応します。

「箕面市自立支援協議会」において、相談支援部会、地域移行・定着支援部会、権利擁護部会の3つの専門部会を設置し、人材育成のための研修を行うと

ともに、相談支援部会において計画相談支援事業所間の連携強化や事例検討を通じた支援内容の検証等などに取り組むことで、相談支援体制の更なる強化・充実をめざします。

【表 40：第6期の計画と実績値 地域の相談支援体制の強化】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
専門職による指導・助言	—	—	—	12件	0件	0%	16件	18件	113%
人材育成の支援件数	—	—	—	2件	1件	50%	2件	1件	50%
連携強化の取組の実施回数	—	—	—	4回	6回	150%	4回	3回	75%

【表 41：第7期計画の見込量 地域の相談支援体制の強化】

内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数		12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		10回	10回	10回
個別事例の支援内容の検証回数		12回	12回	12回
自立支援協議会における 相談支援事業所の参画に よる事例検討	年間実施回数	1回	1回	1回
	年間実施参加事業者・機 関数	12か所	12か所	12か所
協議会の専門部会の設置	設置数	3部会	3部会	3部会
	実施回数（年間回数）	10回	10回	10回

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

●障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、都道府県等が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、市職員の知識の向上に努めます。

【表 42:第6期の計画と実績値 都道府県等が実施する研修の参加人数】

事業名	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
都道府県等が実施する研修の参加人数	－	－	－	3 人	10 人	333%	3 人	20 人	667%

【表 43:第7期計画の見込量 都道府県等が実施する研修の参加人数】

内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
都道府県等が実施する研修 の年間参加人数	7 人	7 人	7 人

●障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

報酬請求に係るエラー修正等の事務負担を軽減することで、利用者への直接支援に一層注力できるようにすることを目的とし、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を市内障害福祉サービス事業所等と共有する体制を構築します。

【表 44:第6期の計画と実績値 障害者自立支援審査支払等システムによる
審査結果の共有】

内容	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
審査結果の共有の実施体制	－	－	－	有	有	－	有	有	－
審査結果の共有の実施回数	－	－	－	1 回	1 回	100%	1 回	1 回	100%

【表 45:第7期計画の見込量 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有】

内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
審査結果の共有の実施体制	有	有	有
審査結果の共有の実施回数	1 回	1 回	1 回

●指導監査結果の関係市町村との共有

広域福祉課が実施する指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結果について、障害福祉室及び地域包括ケア室と共有できる体制を構築します。

【表 46: 第6期の計画と実績値 指導監査結果の関係市町村との共有】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
指導監査結果の共有の実施体制	—	—	—	有	有	—	有	有	—
指導監査結果の共有の実施回数	—	—	—	1回	1回	100%	1回	1回	100%

【表 47: 第7期計画の見込量 指導監査結果の関係市町村との共有】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
指導監査結果の共有の実施体制	有	有	有
指導監査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

⑤発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングについては、市の早期療育事業、発達相談「ゆう」において、年1回発達フォロー児の保護者5人を対象に実施しています。また、ペアレントプログラム等の保護者支援については、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園において、保護者学習会を実施しています。令和5年度(2023年度)参加予定人数を令和6年度(2024年度)以降の見込量として算出しています。

ペアレントメンターについては、令和5年度(2023年度)より、大阪府のペアレントメンター事業を活用し、職員や保護者を対象とした研修会の実施を予定しています。大阪府のペアレントメンター養成研修受講者の把握は難しいことから、大阪府のペアレントメンター事業を計画的に活用し、発達障害者等の保護者や支援者に対する支援の充実に努めます。

ピアサポート活動事業については、地域活動支援センターでのセルフヘルプ・グループの参加人数を見込量としていましたが、発達障害者等を対象とした事業ではないことから、令和6年度(2024年度)以降、ピアサポート活動事業の在り方について検討します。

(4) 地域生活支援事業の実績と見込量

【地域生活支援事業の内容】

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村及び都道府県が行う事業です。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれており、箕面市においては、本市の地域特性や障害者の多様なニーズに対応するため、下記の事業を実施または実施に向けた検討をするとともに、社会福祉法人やNPO法人等、民間事業者への委託や補助により、多様なサービス基盤の確保に努めます。

【地域生活支援事業の内容】

必須事業		任意事業	
①	理解促進研修・啓発事業	⑨	入浴サービス
	自発的活動支援事業		日中一時支援
②	相談支援事業	⑩	その他
③	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度法人後見支援事業		
④	意思疎通支援事業		
⑤	日常生活用具給付等事業		
⑥	手話奉仕員養成研修事業		
⑦	移動支援事業		
⑧	地域活動支援センター機能強化事業		

【事業ごとの見込量及び考え方】

①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害者の自立と社会参加を推進し、障害及び障害者に対する理解を促進するため、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施し、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組を進めます。

【表 50:第6期の計画と実績値 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

事業名	令和2年度 (2020年度) 実績	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

【表 51:第7期計画のサービス見込量 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

事業名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

②相談支援事業

重点(1)

障害者の福祉や地域生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業等を実施するとともに、箕面市自立支援協議会を中心として、関係機関の連携を強化し、重層的な支援体制の整備に努めます。

⇒関連：(3)③相談支援体制の充実・強化のための取組

【表 52:第6期の計画と実績値 相談支援事業】

事業名	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害者相談支援事業	4か所	4か所	100%	4か所	4か所	100%	4か所	4か所	100%
基幹相談支援センター	1か所	1か所	100%	1か所	1か所	100%	1か所	1か所	100%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	—	実施	実施	—	実施	実施	—
住宅入居等支援事業(居宅サポート事業)	2か所	2か所	100%	2か所	2か所	100%	2か所	2か所	100%

【表 53:第7期計画のサービス見込量 相談支援事業】

事業名	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所
基幹相談支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（居宅 サポート事業）	2 か所	2 か所	2 か所

③成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

当事者の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが望ましい知的障害者または精神障害者に対し、市長申立てや報酬等の助成を行います。また、これらの支援策について、利用促進のための周知を進めます。

【表 54:第6期の計画と実績値 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名		令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画 値	実績 値	対計画比	計画 値	実績 値	対計画比	計画 値	実績 値	対計画比
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 後見人等報酬助成	6 人	8 人	133%	10 人	12 人	120%	12 人	14 人	117%
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	－	実施	実施	－	実施	実施	－

【表 55:第7期計画のサービス見込量 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名	項目	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 後見人等報酬助成	18 人	20 人	22 人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業については、市長申立てや報酬等の助成制度の利用促進のため、市ホームページや市広報紙等を通じて周知を行うとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会の活用や、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い周知を進めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、日常生活自立支援事業を行う箕面市社会福祉協議会との連携を図りながら、専門的な相談が受けられる体制

整備に努めます。

④意思疎通支援事業

重点(2)

聴覚、言語機能または音声機能の障害のため、意思疎通に支障がある障害者に対し、意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

併せて、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や、箕面市手話言語条例、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に基づき、障害特性に応じた意思疎通支援の充実に取り組みます。

入院時コミュニケーション支援事業では、重度訪問介護による支援が受けられない重度障害者が入院時に医療従事者との意思疎通を支援するために、支援員を入院先に派遣します。

引き続き、制度利用に向けた周知を進めるとともに、意思疎通支援に関する理解を促進するための啓発等を図ります。

【表 56：第6期の計画と実績値 意思疎通支援事業】

事業名		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話通訳者派遣事業	件/年	76	94	124%	93	202	217%	93	215	231%
	時間/年	152	138	91%	152	302	199%	152	326	214%
要約筆記者派遣事業	件/年	42	25	60%	35	38	109%	35	31	89%
	時間/年	84	61	73%	78	66	85%	78	83	106%
手話通訳者設置事業	設置者数/年	2	2	100%	2	1	50%	2	2	100%
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	3	0	0%	1	0	0%	2	0	0%

【表 57: 第7期計画のサービス見込量 意思疎通支援事業】

事業名		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
手話通訳者派遣事業	件/年	202	202	202
	時間/年	290	290	290
要約筆記者派遣事業	件/年	19	19	19
	時間/年	36	36	36
手話通訳者設置事業	設置者数/年	2	2	2
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	1	1	1

< 見込量の算出方法 意思疎通支援事業 >

○手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業の見込量は、近年の実績から算出しています。入院時コミュニケーション支援事業の見込量は、重度訪問介護サービス利用者数の増加を見込んで算出しています。

⑤日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

日常生活用具に対するニーズの変化等をふまえ、必要に応じて給付品目等の見直しを行います。

【表 58: 日常生活用具の主な内容と品目】

種目	内容	品目	
介護・訓練支援用具	介護ベッドや褥瘡（床ずれ）予防マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。	・ 介護ベッド ・ 自動吸尿器 ・ 褥瘡（床ずれ）予防マット	・ 入浴介護用具 ・ 体位変換・保持パット ・ 移動用リフト
自立生活支援用具	入浴動作補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。	・ 入浴動作補助用具 ・ 補高便座・ポータブルトイレ等 ・ 手すり、スロープ等 ・ 洗浄機能付便座 ・ 火災警報器	・ 自動消火器 ・ I H調理器 ・ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ・ 聴覚障害者用屋内信号装置 ・ 頭部保護帽
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具を給付します。	・ 透析液加温器 ・ ネブライザー（吸入器） ・ 電気式たん吸引器 ・ 人工呼吸器外部バッテリー	・ 酸素ボンベ運搬車 ・ 視覚障害者用体温計（音声式） ・ 視覚障害者用体重計（音声式） ・ 視覚障害者用血圧計（音声式） ・ 動脈血中酸素飽和度測定機器（パルスオキシメーター）

種目	内容	品目
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。	・携帯会話用補助装置 ・情報・通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・視覚障害者用拡大・音声読書器 ・視覚障害者用時計 ・視覚障害者用物品識別装置 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工喉頭 ・地デジ対応ラジオ
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。	・ストーマ装具 ・紙おむつ等 ・収尿器
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。	・居宅生活動作補助用具

【表 59：第6期の計画と実績値 日常生活用具給付等事業】

事業名		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護・訓練支援用具	件/年	22	20	91%	19	19	100%	19	6	32%
自立生活支援用具	件/年	11	16	145%	17	18	106%	22	13	59%
在宅療養等支援用具	件/年	25	34	136%	34	37	109%	35	32	91%
情報・意思疎通支援用具	件/年	18	68	378%	22	66	300%	26	69	265%
排泄管理支援用具	件/年	3,260	3,089	95%	3,071	2,967	97%	3,071	3,291	107%
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	件/年	5	2	40%	4	3	75%	4	1	25%

【表 60：第7期計画のサービス見込量 日常生活用具給付等事業】

事業名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件/年	18	18	18
自立生活支援用具	件/年	16	16	16
在宅療養等支援用具	件/年	34	34	34
情報・意思疎通支援用具	件/年	68	68	68
排泄管理支援用具	件/年	3,389	3,486	3,583
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	件/年	4	4	4

<見込量の算出方法 日常生活用具給付等事業>

○見込量は、近年の実績から算出しています。

⑥手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

引き続き、手話奉仕員養成講座を開催するとともに、周知を進め、手話奉仕員の確保を図ります。

【表 61:第6期の計画と実績値 手話奉仕員養成研修事業】

事業名		令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話奉仕員養成 研修事業（研修修 了者数）	人/年	15	11	73%	15	15	100%	15	15	100%

【表 62:第7期計画のサービス見込量 手話奉仕員養成研修事業】

事業名		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
手話奉仕員養成研 修事業（研修修了 者数）	人/年	15	15	15

<見込量の算出方法 手話奉仕員養成研修事業>

○修了者数見込数は、近年の手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）の実施状況をもとに算出しています。

第1部 総論

第2部 第4次計画（みのお・N・プラン）

第3部 第3期計画（みのお・N・プラン）

第4部 計画の推進体制と進行管理

資料編

⑦移動支援事業

単独での移動が困難な方について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。また、施設入所者の帰省等への支援や、障害児の学校・学童保育への送迎を行います。

【表 63: 第6期の計画と実績値 移動支援事業】

対象者			令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
実利用者数	身体障害者	人/年	47	102	217%	120	103	86%	127	107	84%
	知的障害者	人/年	262	160	61%	197	158	80%	209	174	83%
	精神障害者	人/年	20	30	150%	27	30	111%	28	28	100%
	障害児	人/年	56	29	52%	41	32	78%	41	34	83%
	合計	人/年	385	321	83%	385	323	84%	405	343	85%
延べ利用時間数	身体障害者	時間/年	5,714	16,305	285%	21,022	16,761	80%	22,248	19,487	88%
	知的障害者	時間/年	47,242	20,506	43%	31,286	20,602	66%	33,191	24,519	74%
	精神障害者	時間/年	1,119	1,661	148%	1,610	1,534	95%	1,670	1,478	89%
	障害児	時間/年	7,225	3,864	53%	4,293	3,976	93%	4,293	4,134	96%
	合計	時間/年	61,300	42,336	69%	58,211	42,873	74%	61,402	49,618	81%

【表 64：第7期計画のサービス見込量 移動支援事業】

対象者			令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
実利用者数	身体障害者	人/年	110	113	115
	知的障害者	人/年	182	190	199
	精神障害者	人/年	30	31	32
	障害児	人/年	37	40	43
	合計	人/年	359	374	389
延べ利用時間数	身体障害者	時間/年	20,757	21,261	21,778
	知的障害者	時間/年	27,253	28,463	29,726
	精神障害者	時間/年	1,713	1,770	1,827
	障害児	時間/年	3,860	4,180	4,527
	合計	時間/年	53,583	55,674	57,858

<見込量の算出方法 移動支援事業>

○見込量は、近年の実績から算出しています。

【サービス見込量確保のための方策】

- ・相談支援事業者やサービス事業者との情報交換を進め、利用ニーズの把握と、サービス提供基盤の充実に努めます。

⑧地域活動支援センター機能強化事業

障害者が気軽に立ち寄り、創作活動などを行うことができる、地域活動支援センターの運営により、日中活動や社会参加を支援します。

引き続き、地域活動支援センター2か所の運営を見込んでいます。

【表 65:第6期の計画と実績値 地域活動支援センター機能強化事業】

対象者			令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
基礎的事業	実施箇所数	箇所	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
	実利用者数	人/年	30	19	63%	30	21	70%	30	20	67%
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	うち地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

【表 66: 第7期計画のサービス見込量 地域活動支援センター機能強化事業】

事業名			令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
基礎的事業	実施箇所数	箇所	2	2	2
	実利用者数	人/年	30	30	30
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	1
	うち地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

- ・ 地域活動支援センターは、障害者が気軽に利用できる日中活動資源です。現在の施設機能と利用者ニーズを勘案し、サービス必要量の確保に努めます。

⑩その他の事業

障害者の社会参加を促進することを目的として、本市の特性や障害者のニーズをふまえ、これまで実施してきた下記の事業を継続して実施するとともに、より必要性の高い事業を優先的に実施します。

- レクリエーション教室開催等
- 芸術文化活動振興
- 点字・声の広報等発行
- 奉仕員養成研修
- 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- 重度訪問介護利用者等大学等修学支援

5 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向け、国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障害福祉サービス・障害児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について取り組みます。

(1) 障害福祉人材の確保、定着及び養成 重点(1)

- 国の基本指針の基本的理念にも示されているとおり、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に福祉サービスを提供するためには、提供体制の確保と併せ、担い手となる人材の確保が必要です。
- 市内障害福祉サービス事業所へのアンケート(令和5年(2023年)10月実施)の結果からは、職員不足を理由にサービス利用を断ったことのある事業所は2割程度あり、介護・福祉人材不足が大きな課題となっています。また、職員の平均年齢は約7割が50代以上を占める一方で、勤続年数は10年未満が8割程度であり、職員の高齢化や定着も課題となっています。主な離職理由としては「職種内容(仕事内容)」が最も多く、職場定着のための障害理解や支援スキルに係る研修機会の周知等も含めた介護・福祉人材確保の取組を進める必要があります。
- 具体的には、市広報紙等で障害福祉の仕事の働きがいや魅力について、積極的な周知・広報等を行うことや、市内学校での福祉授業を行うことにより、潜在介護人材の発掘や将来の介護人材の育成につなげていきます。また、福祉職に関するセミナーや就職相談会を開催し、地域全体で介護人材不足の解消に取り組みます。
- 障害の重度化・高齢化にも対応し、将来にわたって安定的にサービスが提供されるよう、障害特性に応じた専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保を行うため、引き続き重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、ガイドヘルパー養成研修などの受講支援に取り組みます。さらに、訪問系サービスや通所系サービスを問わず、医療的ケアに対応できる従事者など重度障害者等の地域生活を支える多様な介護人材を確保するため、大阪府や他市町村の取組について情報収集し、より効果的な支援について検討します。
- また、確保した介護人材が障害福祉の職場に定着するよう、介護職員の処遇改善など職場環境の整備やICTなどの導入による事務負担の軽減、業務の

効率化などの取組について、各サービス事業者への働きかけを行います。

- 加えて、介護人材の研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことを府に働きかけるほか、報酬単価の見直しや介護職員の処遇改善等を講じるよう引き続き国に働きかけを行います。

(2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- 障害福祉サービス事業所等において、災害時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関との関係性の構築等を行い、利用者の安全確保に向けた取組を進めることを促進します。

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 1 生活環境の整備

- 障害福祉サービス事業所等において、障害者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点に基づく職員への研修や、本人の意思や人格を尊重したサービス提供の在り方の整備、職場環境の改善等を促進します。

(3) 意思決定支援の促進

- 障害福祉サービス等の提供に係る「意思決定支援ガイドライン」等を踏まえ、事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障害者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。

⇒関連： 第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）
第2章 2 基本目標

(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 1 生活環境の整備

(5) ユニバーサルデザインの推進

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 1 生活環境の整備

(6)障害者等に対する虐待の防止 重点(3)

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 5 人権施策の推進

(7)障害を理由とする差別の解消の推進 重点(3)

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 5 人権施策の推進

(8)障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

6 提供体制の確保に係る関係機関等との連携

第7期計画に基づく、障害者施策全般の推進にあたっては、箕面市保健医療福祉総合審議会、箕面市障害者市民施策推進協議会及び箕面市自立支援協議会等を通じて、障害当事者、関係機関・団体、関係者の連携とネットワークづくりを進めることにより、当事者の意見反映と地域での基盤強化を行います。

第3章 分野別施策の行動目標

1 生活環境の整備

(1)施設バリアフリー化の促進

【基本方針(第4次Nプランより)】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

引き続き、バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・都市施設のバリアフリー化の促進

【過去3年間の実施状況】

①市有建築物等のバリアフリー化の推進

市有建築物・道路・公園等における、更なるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●橋りょう工事(1橋)と自転車利用環境整備工事(1件)に併せてバリアフリー化を実施	●中央生涯学習センター及び、メイプルホールトイレに触知案内板を新設(6か所)し、同施設の多目的トイレには、多目的シートを新設(4か所)した。	●新稲の森公衆トイレ整備において、敷地入口に触知案内板を新設し、同施設の多目的トイレにはオストメイト、両側手摺り等を設置し快適化を行った。
	●橋りょう工事(3橋)と自転車利用環境整備工事(1件)に併せてバリアフリー化を実施	●都市計画道路の整備工事にあわせて、幅員の広い歩道を整備(1件)
●公園内の段差解消、階段の補修等を実施	●公園リニューアル事業において、障害がある子もいない子も、年齢を問わずに一緒に楽しめる「インクルーシブ遊具」の設置や公園トイレのバリアフリー化を実施	●公園リニューアル事業において、障害がある子もいない子も、年齢を問わずに一緒に楽しめる「インクルーシブ遊具」の設置や公園トイレのバリアフリー化を実施

当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりの推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●予算要求に係る行政評価において、バリアフリー等の改善要望を反映	●設計段階において、類似した整備案件から過去の要望を把握。共有しプランに盛り込んでいる。	●先行し整備を進めている市内公園リニューアルの際の障害者団体からの要望や事例を共有・把握し、設計に反映している。

②「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導

一定規模以上の特殊建築物の新築・増築及び用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づく、バリアフリー化に関する誘導及び指導を事前協議において実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 6 件	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 3 件	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 2 件

既存民間建築物のバリアフリー化の推進について、様々な機会を通して啓発を実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●実績なし	●実績なし	●実績なし

課題

- ・ バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、引き続き都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。
- ・ 市有建築物等のバリアフリー等の改善要望について、全体的な進捗を把握しながら計画的に対応していく必要があります。
- ・ 民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発方法の検討が必要です。

【第 7 期計画の行動目標】

①市有建築物等のバリアフリー化の推進

市有建築物・道路・公園等について、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	建築室 道路管理室 道路整備室 公園緑地室
当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。	建築室

②「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導

一定規模以上の特殊建築物の新築・増築及び用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化に関する誘導及び指導を事前協議において実施します。	審査指導室
既存民間建築物のバリアフリー化の推進について、様々な機会を通して啓発を行います。	審査指導室

(2)移動支援の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

移動しやすい環境の整備等を進め、障害者の社会参加の支援を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・円滑な移動と施設利用の総合的推進
- ・移動困難者支援策の検討

【過去3年間の実施状況】

①新駅におけるバリアフリー等に配慮した整備の推進

北大阪急行線延伸による新駅やその周辺施設における、事業者と協力した、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施	●新駅やその周辺施設において、事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施	●新駅やその周辺施設において、事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計及び整備を実施

②バリアフリー交通網の整備

公共交通機関の利用が困難な対象とした福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーの持続可能で効率的な運行

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●持続可能な福祉輸送の確立に向け、今までの運行をふまえ、次年度以降の姿を検討	●オレンジゆずるタクシーによるモデル事業を継続	●オレンジゆずるタクシーによるモデル事業を継続

オレンジゆずるバス(ノンステップバス導入率100%)の本格運行の継続的な運行による市内移動の充実の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●本格運行を継続実施	●本格運行を継続実施	●本格運行を継続実施

路線バス事業者に対する、主体的なノンステップバス導入の働きかけ

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●ノンステップバス ・導入台数2台	●ノンステップバス ・導入台数11台	●ノンステップバス ・導入台数5台

北大阪急行線延伸に伴うバス路線網再編の検討をふまえた更なる市内移動の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●ノンステップバス（オレンジ ゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの令 和2年度導入台数2台） によるバリアフリー交通網を 整備	●ノンステップバス（オレンジ ゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの令 和3年度導入台数11台）に よるバリアフリー交通網を 整備	●ノンステップバス（オレンジ ゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの令 和4年度導入台数5台）に よるバリアフリー交通網を 整備

③移動しやすい歩道の整備促進

整備率100%をめざした市内各所に残る歩道段差（傾斜・勾配等の改善を含む。）の整備実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●歩道段差の改良（交通安全 施設整備事業） ・対象箇所数1,820箇所 ・整備0箇所 （上記対象箇所以外も含む） ・令和3年4月1日現在 ・対象箇所整備率90% ・1,639箇所完了	●歩道段差の改良（交通安全 施設整備事業） ・対象箇所数1,820箇所 ・整備0箇所 （上記対象箇所以外も含む） ・令和4年4月1日現在 ・対象箇所整備率90% ・1,639箇所完了	●歩道段差の改良（交通安全 施設整備事業） ・対象箇所数1,820箇所 ・整備0箇所 （上記対象箇所以外も含む） ・令和5年4月1日現在 ・対象箇所整備率90% ・1,639箇所完了

道路に関する要望の記録と優先順位づけを行うことによる計画的な改修の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●実績なし	●実績なし	●実績なし

課題

- ・ 北大阪急行線延伸に伴うバス路線網に合わせ、更なる公共交通のバリアフリー化及び市内移動の充実が必要です。
- ・ この間の運行状況を踏まえ、オレンジゆずるタクシーの持続可能な事業の在り方について引き続き検討が必要です。
- ・ 市内歩道のバリアフリー化の課題を把握し、改善を進める必要があります。

第2部
第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお，N，プラン）

第3部
第7期
第3期
市障
市障
面福
面福
箕祉
箕祉
計画
計画
・

第4部 計画の推進体制と
進行管理

資料編

(3)住まいの確保と住環境の整備

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 公的住宅・民間住宅の活用の推進

【過去3年間の実施状況】

①公的住宅の活用の推進

市営住宅の1階に空家が生じた際の障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●実績なし	●実績なし	●実績なし

市営住宅の空家募集における、倍率優遇の実施による優先的供給

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●空家募集実績6件	●空家募集実績3件	●実績なし

②民間住宅の活用の推進

民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知による、バリアフリー化の支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施
●箕面市重度障害者住宅改造助成事業2件	●箕面市重度障害者住宅改造助成事業0件	●箕面市重度障害者住宅改造助成事業3件

「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等についての、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、PRを実施	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」のほか、住宅確保に配慮が必要なかた向けの制度についてまとめた「あんしん入居のまとめ」を作成し啓発を実施	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」のほか、住宅確保に配慮が必要なかた向けの制度についてまとめた「あんしん入居のまとめ」を作成し啓発を実施

障害者の相談支援事業における住宅入居支援の実施と、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用人数 0人	●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用人数 0人	●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用人数 5人
課題		
・民間住宅の活用の推進について、大阪あんしん賃貸支援事業等に係る周知方法等の検討が必要です。 ・住宅施策と福祉施策の連携により、障害者・不動産事業者・賃貸住宅所有者等に対し、入居支援施策・バリアフリー化支援策の周知を進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、入居拒否等をなくす取組を進める必要があります。 ・入居契約に至るまでの調整に加えて、入居後も安全で安心した地域生活が送れるように継続的な支援が必要です。		

【第7期計画の行動目標】

①公的住宅の活用の推進	
市営住宅の1階に空家が生じた際、障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。	営繕室
市営住宅の空家募集において、障害者等を対象とした倍率優遇の実施により、優先的に供給します。	営繕室
②民間住宅の活用の推進	
民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。	営繕室 障害福祉室
「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を行います。	営繕室
障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	地域包括ケア室

(4)情報バリアフリーの推進 重点(2)

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、新しいデジタル技術の活用を含めた、障害特性に応じた情報アクセス支援やコミュニケーション支援により、ユニバーサルデザインの考え方の浸透とともに情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 行政情報の提供の充実
- ・ 情報利用の支援
- ・ 意思疎通の支援

【過去3年間の実施状況】

①点字・音声・手話等による行政情報の充実		
個人宛通知文の点字化と、希望者への送付		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
●個人宛通知文を点字化し、希望者に送付 <介護・医療・年金室> 延べ送付通数 25 通 (医療:22 通、介護:3 通) <国民健康保険室> 延べ送付通数 1 通 <障害福祉室> 延べ送付通数 15 通	●個人宛通知文を点字化し、希望者に送付 <介護・医療・年金室> 延べ送付通数 26 通 (医療:22 通、介護:2 通、後期 2 通) <国民健康保険室> 延べ送付通数 1 通 <障害福祉室> 延べ送付通数 12 通	●個人宛通知文を点字化し、希望者に送付 <介護・医療・年金室> 延べ送付通数 25 通 (医療:22 通、介護:2 通、後期:1 通) <国民健康保険室> 延べ送付通数 1 通 <障害福祉室> 延べ送付通数 13 通
希望者のための、市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版の発行		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
●市広報紙の点字版・音声版(デジター・テープ・CD・SDカード)を発行	●市広報紙、市民ガイドの点字版・音声版(デジター・テープ・CD・SDカード)を発行	●市広報紙の点字版・音声版(デジター・テープ・SDカード)を発行
●市議会だよりの点字版・音声版(テープ・CD)を発行	●市議会だよりの点字版・音声版(テープ・CD・ホームページ)を発行	●市議会だよりの点字版・音声版(テープ・CD・ホームページ)を発行
●けんしんガイドブックの点字版を発行	●けんしんガイドブックの点字版を発行	●けんしんガイドブックの点字版を発行

音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動への支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●対面朗読サービスの実施 23回	●対面朗読サービスの実施 106回	●対面朗読サービスの実施 140回

点字・録音図書や新刊図書などの情報提供

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「声と点字の読書情報」点 字版・音声版（テープ・デ ィジー）を発行	●「声と点字の読書情報」点 字版・音声版（テープ・デ ィジー）を発行	●「声と点字の読書情報」点 字版・音声版（テープ・デ ィジー）を発行

誰もが読書のできるアクセスしやすい本の整備

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●図書の郵送サービス 2件	●箕面市電子図書館で、電子書 籍、オーディオブックの提供 ●LLブック ^{（注14）} の貸出し 29件 ●図書の郵送サービス 3件	●箕面市電子図書館で、電子書 籍、オーディオブックの提供 ●LLブックの貸出し 146件 ●図書の郵送サービス 3件

④意思疎通支援の実施

手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、並びに聴覚障害者に対する緊急時の支援の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●コミュニケーション支援事 業による派遣 手話通訳者 111件 要約筆記者 12件	●コミュニケーション支援事 業による派遣 手話通訳者 187件 要約筆記者 24件	●コミュニケーション支援事 業による派遣 手話通訳者 188件 要約筆記者 13件
●登録者の養成研修を実施 手話通訳技能研修（全6回） 要約筆記技能研修（全4回）	●登録者の養成研修を実施 手話通訳技能研修（全6回） 要約筆記技能研修（全4回）	●登録者の養成研修を実施 手話通訳技能研修（全6回） 要約筆記技能研修（全4回）
●ファクス、電子メール、インタ ーネットによる緊急通報シ ステムを運用 利用登録者 36人	●ファクス、電子メール、インタ ーネットによる緊急通報シ ステムを運用 利用登録者 38人	●ファクス、電子メール、インタ ーネットによる緊急通報シ ステムを運用 利用登録者 42人 ●聴覚障害者からの 119 番 通報時に、手話通訳者等を 派遣 1件

手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する、府や他市町村との連携の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●大阪府市町村聴覚障害者 担当職員等連絡協議会に代 わるアンケート調査を実施	●大阪府市町村聴覚障害者 担当職員等連絡協議会に代 わるアンケート調査を実施	●大阪府市町村聴覚障害者 担当職員等連絡協議会に 参加（全1回）、アンケート調 査を実施

注14 やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けている。

市の手話通訳業務員による、総合保健福祉センター窓口等での手話通訳の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●市立総合保健福祉センターに手話通訳者(会計年度任用職員)を配置 2人	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者(会計年度任用職員)を配置 1人	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者(会計年度任用職員)を配置 2人

事前申込による、市議会本会議や委員会の傍聴への手話通訳者・要約筆記者の派遣

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●傍聴への派遣申込 0件	●傍聴への派遣申込 0件	●傍聴への派遣申込 0件

選挙時の投票本部への手話通訳者配置と、必要に応じての投票所への派遣

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●派遣実績なし	●投票本部に手話通訳者を配置	●投票本部に手話通訳者を配置

手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、障害特性に応じた意思疎通支援に関する理解促進のための啓発の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●手話講習会を実施(ささゆり園指定管理事業) ●要約筆記の啓発リーフレットを作成(ささゆり園、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉室の3者で発行)	●手話講習会及び音訳講習会を実施 ●要約筆記講習会の開催(ささゆり園、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉室の3者共催)	●手話講習会及び音訳講習会を実施 ●要約筆記講習会の開催(ささゆり園、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉室の3者共催)

課題

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、意思疎通支援施策の充実及び理解促進の取組が必要です。
- ・ ICTの進展もふまえ、障害特性に応じたわかりやすい形での行政情報の提供の充実、情報利用の支援が必要です。
- ・ ホームページのアクセシビリティチェックの精度を上げ、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを推進する必要があります。
- ・ 読書バリアフリー法の趣旨をふまえ、引き続き図書館の環境整備、利用支援を進める必要があります。
- ・ 手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、障害特性に応じた意思疎通支援策の継続及び充実に向けた検討、意思疎通支援の必要性に対する周知・啓発が必要です。

【第7期計画の行動目標】

①点字・音声・手話等による行政情報の提供の充実	
個人宛通知文を点字化し、希望者に送付します。	全関係課室
市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版を発行し、希望者が利用できるようにします。	全関係課室
手話通訳や要約筆記により、市主催行事における情報保障の充実を進めます。	障害福祉室
デジタル技術の活用なども含め、障害特性に応じた行政情報の提供の充実を進めます。	全関係課室
②障害者が情報を入手しやすいホームページの作成	
html版やバリアフリー及びアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページを作成します。	箕面広報室 全関係課室
テキスト版・読み上げ対応PDF版・音声版など、視覚障害者が利用しやすい形態で、行政情報をホームページに掲載します。	全関係課室
③図書館サービスの利用支援	
点字図書の提供を進めます。	中央図書館
録音図書の作成と提供を進めます。	中央図書館
音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。	中央図書館
点字・録音図書や新刊図書などの情報提供に努めます。	中央図書館
誰もが読書ができるよう、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできる環境整備に努めます。	中央図書館
④意思疎通支援の実施	
手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、救急・火事等の緊急時に音声での通報が難しいかたの通報支援を進めます。	障害福祉室
市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。	障害福祉室
事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	議会事務局 議事室
選挙時の投票本部に手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所に派遣します。	選挙管理 委員会事務局
手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、デジタル技術の活用なども含めた障害特性に応じた意思疎通支援策の充実、周知・啓発による理解促進やボランティア養成を進めます。	障害福祉室

(5)安全・安心な防災対策の推進

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者が安心して地域生活を送るためには、防災対策の充実が不可欠です。

行政だけでできる防災対策には、最優先で取り組むとともに、「行政にできることは有限である」という事実認識にたって、地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取組を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 網羅的な安否確認体制の構築
- ・ 継続的な支援体制の構築
- ・ 平常時の防災に係る取組

【過去3年間の実施状況】

①大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり

自治会やマンション管理組合による安否確認分担表の作成・更新の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●地区防災委員会を通じて、自治会やマンション管理組合に対し、安否確認の重要性を説明し、安否確認分担表の作成・更新を推進	●地区防災委員会を通じて、自治会やマンション管理組合に対し、安否確認の重要性を説明し、安否確認分担表の作成・更新を推進	●地区防災委員会を通じて、自治会やマンション管理組合に対し、安否確認の重要性を説明し、安否確認分担表の作成・更新を推進

全市一斉総合防災訓練等による、実効的な安否確認体制の構築の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●コロナ禍の影響により、実施せず	●コロナ禍の影響も勘案し、感染症下における避難所設営訓練や黄色いハンカチ作戦による安否確認訓練を実施	●自治会やマンション管理組合で黄色いハンカチ作戦を実施し安否確認を実施

重度障害者や独居高齢者などを対象とした「要安否確認者名簿」の定期的な更新による、災害時の安否確認への備え

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●要安否確認者名簿の更新と保管を実施	●要安否確認者名簿の更新と保管を実施	●要安否確認者名簿の更新と保管を実施

重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新による、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制の強化

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●避難行動要支援者を年 1 回、乳幼児については年 3 回更新、提供を実施	●避難行動要支援者名簿について、年 1 回、乳幼児については年 3 回の更新を行い、関係者等に提供	●避難行動要支援者名簿について、年 1 回、乳幼児については年 3 回の更新を行い、関係者等に提供
●民生委員フォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施	●民生委員フォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施	●民生委員の全員協議会及びフォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施

地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性についての更なる周知の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施	●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施	●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施
●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施	●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施	●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施 ●12 月に自治会の負担軽減のために「SNS回覧板」説明会を実施

②災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり

「避難行動要支援者名簿」の活用による、日頃からの見守り体制の強化

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	●避難行動要支援者名簿について、更新を行い、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供	●避難行動要支援者名簿について、更新を行い、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供
	●民生委員フォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施	●民生委員の全員協議会及びフォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施

継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした「要継続支援者名簿」及び「個別支援計画」の更新による、個別状況をふまえた支援体制の構築の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●要継続支援者名簿を更新	●要継続支援者名簿を更新	●要継続支援者名簿を更新
●個別支援計画は随時更新し、安否確認体制を整備	●個別支援計画は随時更新し、安否確認体制を整備	●個別支援計画は随時更新し、安否確認体制を整備

④情報伝達の手法の検討

突然の集中豪雨等の際に、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の情報を緊急に伝える必要が生じた場合に備えた、聴覚障害者への情報伝達手法の啓発の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市ホームページ、市民安全メール、市公式 SNS など聴覚障害者にも入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施。各種手法について、広報紙で周知	●市ホームページ、市民安全メール、市公式 SNS など聴覚障害者にも入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施。各種手法について、広報紙で周知	●市ホームページ、市民安全メール、市公式 SNS など聴覚障害者でも入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施。各種手法について、広報紙で周知
●災害時の防災情報の提供体制について検討	●全市一斉防災訓練の日にコミュニケーション支援事業登録者・聴覚障害者等 119 番通報登録事業登録者宛に、市民安全メールや市民安全 LINE の登録を呼びかけ	●全市一斉防災訓練の日にコミュニケーション支援事業登録者・聴覚障害者等 119 番通報登録事業登録者宛に、市民安全メールや市民安全 LINE の登録を呼びかけ

課題

- ・「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」を更新・活用するとともに、「個別避難計画」の作成を進め、地域での支援体制等を整えていく必要があります。
- ・災害時においても、必要な福祉・医療サービス等が継続されるよう、各サービス事業所による業務継続計画（BCP）の策定や防災訓練等を通じ、さらに実効性のある体制づくりを進める必要があります。
- ・全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の自主訓練において、随時マニュアル等の見直しを図りながら、迅速かつ網羅的な安否確認等の訓練を実施することで、実効性のある体制を構築する必要があります。
- ・福祉避難所の運営方法についてより具体的に検討する必要があります。
- ・自治会加入率が微減している現状から、防災の観点からも自治会加入の必要性をどう伝え加入につなげていくかを検討する必要があります。
- ・聴覚障害者が災害時情報を入手する手段について、更なる周知・啓発が必要です。

【第7期計画の行動目標】

①大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり	
自治会やマンション管理組合による安否確認分担表の作成・更新を進めます。	市民安全政策室
全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。	市民安全政策室
重度障害者や独居高齢者などを対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えます。	市民安全政策室
重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制を強化します。	市民安全政策室 健康福祉政策室
継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした「要継続支援者名簿」について適宜更新、見直しを進め、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。	健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室
②災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり	
災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
障害者が安全に安心して避難所で生活できるように、多様な障害特性に応じた避難所運営マニュアルの充実を図ります。	市民安全政策室
福祉避難所の具体的な運営方法について協議を進めるとともに、連携強化に努めます。	障害福祉室 高齢福祉室
③日頃からの地域のコミュニティとの連携づくり	
【再掲】災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性について、更なる周知を進めます。	市民サービス政策室
避難行動要支援者のうち同意が得られたかたについて、災害時に避難支援を行う者や避難先、避難経路等の情報を記載した「個別避難計画」の作成を進めます。	健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室
④「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施	
全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。	市民安全政策室
障害当事者も参加した全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の訓練を実施し、平常時からの地域コミュニティとの連携に取り組みます。	市民安全政策室
地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等の多様な避難者への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。	市民安全政策室

⑤災害時の情報伝達の手法の検討

突然の集中豪雨等の際に、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の緊急情報が出された場合に備えて、聴覚障害者が情報を入手する手段について啓発を進めます。

市民安全政策室
障害福祉室

第1部
総論

第2部
第4次計画
(みのお、N、プラン)

第3部
第3期計画
（計画・実施計画・見直し計画）

第4部

計画の推進体制と
進捗管理

資料編

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

(1)雇用促進と就労支援の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくる上で、非常に重要です。

障害者雇用促進法における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 関係機関の連携による一貫した支援
- ・ 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大
- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 社会的雇用の推進

【過去3年間の実施状況】

①(一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施

(一財)箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、相談支援事業所、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」それぞれの機能を効果的に発揮することによる、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援、離職となった場合の再就職に向けた取組等の実施による、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行支援事業、定員20人) ・利用(入所)者数 身体障害者 1(1)人 知的障害者 8(5)人 精神障害者 3(1)人 合計 12(7)人 (就労定着支援事業) ・利用者数 7(2)人 ※()内は箕面市在住者の内数 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施	●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行支援事業、定員12人) ・利用(入所)者数 身体障害者 1(1)人 知的障害者 15(9)人 精神障害者 5(3)人 合計 21(13)人 (就労継続支援B型事業、定員10人) ・利用(入所)者数 身体障害者 0(0)人 知的障害者 4(3)人 精神障害者 1(1)人 合計 5(4)人 (就労定着支援事業) ・利用者数 13(5)人 ※()内は箕面市在住者の内数 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施	●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行支援事業、定員12人) ・利用(入所)者数 身体障害者 1(0)人 知的障害者 14(7)人 精神障害者 6(4)人 合計 21(11)人 (就労継続支援B型事業、定員10人) ・利用(入所)者数 身体障害者 0(0)人 知的障害者 7(6)人 精神障害者 2(2)人 合計 9(8)人 (就労定着支援事業) ・利用者数 13(7)人 ※()内は箕面市在住者の内数 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施

●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者 39(24)人 知的障害者 287(156)人 精神障害者 244(117)人 その他障害者 16(9)人 計 586(306)人 ・支援件数 2,252(1,101)件 ※()内は箕面市在住者の内数	●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者 40(24)人 知的障害者 293(161)人 精神障害者 256(126)人 その他障害者 17(9)人 計 606(320)人 ・支援件数 2,512(1,085)件 ※()内は箕面市在住者の内数	●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者 39(25)人 知的障害者 303(169)人 精神障害者 260(126)人 その他障害者 10(5)人 計 612(325)人 ・支援件数 2,628(1,240)件 ※()内は箕面市在住者の内数
豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援の継続による、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●豊能北障害者就業・生活支援センター(運営:(一財)箕面市障害者事業団)に対し運営補助金 2,500,000 円を交付	●豊能北障害者就業・生活支援センター(運営:(一財)箕面市障害者事業団)に対し運営補助金 2,500,000 円を交付	●豊能北障害者就業・生活支援センター(運営:(一財)箕面市障害者事業団)に対し運営補助金 2,500,000 円を交付
箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じた、市内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携の推進		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●就労系通所事業所情報交換会 未開催	●就労系通所事業所情報交換会 未開催	●就労系通所事業所情報交換会 未開催
障害者市民就職支援パソコン講座の実施による就労支援の推進		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者市民就職支援パソコン講座を開催 ・参加者 13 人	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催 ・参加者 6 人	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催 ・参加者 7 人
②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大		
職場実習を受け入れた民間事業者への協力金交付による、職場実習の機会拡大の推進		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●職場実習訓練事業所協力金を支給 ・4 事業所 延べ16 人(日)	●職場実習訓練事業所協力金を支給 ・5 事業所 延べ19 人(日)	●職場実習訓練事業所協力金を支給 ・6 事業所 延べ41 人(日)
職場実習訓練生への奨励金交付による職場実習の支援		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●職場実習訓練生奨励金を交付 ・訓練生 延べ16 人 ・交付額 106,560 円	●職場実習訓練生奨励金を交付 ・訓練生 延べ29 人 ・交付額 164,640 円	●職場実習訓練生奨励金を交付 ・訓練生 延べ55 人 ・交付額 384,000 円

③障害者雇用の促進

市における障害者別枠採用試験の実施と、雇用率3%達成に向けた採用募集手法の検討

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●障害者雇用に向け、令和2年7月から9月までと、10月から12月まで、半年毎に募集を実施 ・受験者8人(合格者1人) ●本市の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 1,418人 ・対象職員数 41人 ・雇用率 2.89% ※人数は換算数	●障害者雇用に向け、令和3年6月から8月までと、12月から1月まで、半年毎に募集を実施 ・受験者10人(合格者2人) ●本市の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 1,584人 ・対象職員数 43.5人 ・雇用率 2.75% ※人数は換算数	●障害者雇用に向け、令和4年6月から8月までと、9月から11月まで、半年毎に募集を実施 ・受験者40人(合格者4人) ●本市の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 1,596人 ・対象職員数 42.5人 ・雇用率 2.66% ※人数は換算数

市における実習受入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●コロナ禍のため実習受入れを見送り	●1月に4人の実習受入れを実施	●11月に1人、1月に6人の実習受入れを実施

障害者職業生活相談員による、障害者の職場生活に関する相談・指導等を通じた個々の職場定着の支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●障害者職業生活相談員を1名選任	●該当なし	●障害者職業生活相談員を2名選任

市が出資等を行っている法人に対する、障害者雇用に向けた取組の実施や、法定雇用率達成に向けた働きかけ

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点) ・常用雇用労働者数 133人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 3.01% ※人数は換算数	●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点) ・常用雇用労働者数 148.4人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 2.7% ※人数は換算数	●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点) ・常用雇用労働者数 139人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 2.88% ※人数は換算数
●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 93人 ・対象職員数 3人 ・雇用率 3.2% ※人数は換算数	●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 89.5人 ・対象職員数 3人 ・雇用率 3.35% ※人数は換算数	●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 88.0人 ・対象職員数 2.5人 ・雇用率 2.84% ※人数は換算数
●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 56人 ・対象職員数 23人 ・雇用率 38.98% ※人数は換算数	●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(3月末時点) ・職員全体数 54.5人 ・対象職員数 26人 ・雇用率 47.7% ※人数は換算数	●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(3月末時点) ・職員全体数 53.0人 ・対象職員数 24人 ・雇用率 45.3% ※人数は換算数

④社会的雇用の推進

(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用について、障害者総合支援法における就労継続支援等、また労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者雇用促進法等に基づく、障害者の雇用促進に向けた施策との整合を図りつつ、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえた、引き続いた支援の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円 ●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 ・総合保健福祉センター清掃業務(一部)等 ●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者人数 12 人(令和 2 年度末実績) ●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ 延べ 3 人、32 日	●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円 ●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 ・総合保健福祉センター清掃業務(一部)等 ●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者人数 13 人(令和 3 年度末実績) ●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ 延べ 6 人、25 日	●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円 ●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 ・総合保健福祉センター清掃業務(一部)等 ●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者人数 12 人(令和 4 年度末実績) ●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ 延べ 19 人、129 日

(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し、各種法施策との整合性を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通じた職種開拓・職域拡大をめざして実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援の在り方についての検討の実施と、持続可能な制度の構築

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●「(一財)箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 88,825,000 円を交付 ・障害者事業所(3 箇所) ・障害者数 53 人 ・援助者数 13 人	●「(一財)箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 88,929,000 円を交付 ・障害者事業所(3 箇所) ・障害者数 53 人 ・援助者数 13 人	●「(一財)箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 86,611,000 円を交付 ・障害者事業所(3 箇所) ・障害者数 48 人 ・援助者数 12 人

課題

- ・ 令和6年(2024年)4月に実施される法定雇用率の引き上げをふまえて、雇用促進・就労支援に積極的に取り組む必要があります。
- ・ 箕面市職員採用試験において、障害者雇用率3.5%以上の確保に向けて、採用募集手法を検討する必要があります。
- ・ 知的・精神障害者の市職員採用の拡充を目指し、庁内での働きかたについて研究が必要です。
- ・ 市が出資・補助等を行っている法人に対し、改正後の法定雇用率を満たすよう、働きかける必要があります。
- ・ 社会的雇用の国制度化に向けた働きかけを継続するとともに、障害者総合支援法等のさまざまな取組の検証を行いながら、持続可能な制度の構築を進める必要があります。
- ・ 就労系通所事業所情報交換会を活用し、各事業所の取組や対応方法を共有し、事業所間で必要な連携ができる体制を整える必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①(一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施	
(一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関と連携を図りながら、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援、離職となった場合の再就職に向けた取組など、障害者の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。	(一財)箕面市障害者事業団 障害福祉室
豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。	箕面営業室
箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。	地域包括ケア室
障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。	箕面営業室
②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大	
職場実習を受け入れた民間事業者に協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。	箕面営業室
職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。	箕面営業室

③障害者雇用の促進

市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行い、雇用率3.5%達成に向けた採用募集手法を検討します。	人事室
市における実習の受入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を進めます。	人事室 障害福祉室
市の障害者職業生活相談員を選任し、障害者の庁内での職場生活に関する相談・指導等を通じて個々の職場定着を支援します。	人事室
市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取組の実施や、法定雇用率を満たすよう、働きかけます。	全関係課室

④社会的雇用の推進

(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用について、引き続き支援を実施します。	(一財)箕面市 障害者事業団 障害福祉室
(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援の在り方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。	(一財)箕面市 障害者事業団 障害福祉室

(2)多様な日中活動や就労の場の確保と支援

重点(4)

【基本方針(第4次Nプランより)】

一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所、職業的重度障害者の働く場としての社会的雇用事業所など、多様な日中活動の場や就労の場において、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、障害者優先調達推進法に基づく発注の強化などの側面的な支援や、重度重複障害者の日中活動の場の充実に取り組みます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 福祉的就労の場の自立・安定の支援
- ・ 市立施設の役割・機能の検討

【過去 3 年間の実施状況】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

福祉的就労の場の運営面・事業面の自立・安定・発展を促進するための、自主的な取組に対する側面的な支援の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市ホームページにおいて障害者事業所の製品を紹介 ●「障害福祉サービスのご案内」冊子に市内の障害者事業所の一覧を掲載	●市ホームページにおいて障害者事業所の製品を紹介 ●「障害福祉サービスのご案内」冊子に市内の障害者事業所の一覧を掲載	●市ホームページにおいて障害者事業所の製品を紹介 ●「障害福祉サービスのご案内」冊子に市内の障害者事業所の一覧を掲載

工賃向上につなげるための、市の優先調達推進方針に基づく障害者が働く事業所への発注の推進と、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績(福祉的就労) 622 件 210,650,557 円	●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績(福祉的就労) 754 件 205,932,933 円	●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績(福祉的就労) 969 件 179,880,433 円
●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所(8 事業所)と作業シェア^(注15)を実施	●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所(8 事業所)と作業シェアを実施	●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所(7 事業所)と作業シェアを実施

②市立施設の役割・機能の検討

「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)」をもとにした、新施設の整備の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●新施設整備のための設計契約を行った。	●新施設整備のための設計に取り組んだ。	●東部地域の新施設整備に向けた地域の理解を得る取組に努めた。 ●市立あかつき園の建て替えに向けた整備手法等の検討に取り組んだ。

注15 複数の障害者事業所でネットワークを組み、仕事を請け負う仕組み。一つの事業所では受けることが難しい大口の仕事等も、業務量を調整・連携することで、より多くの事業所で作業を分け合うことができる。

課題

- ・ 優先調達推進方針に基づく取組を進めるとともに、更なる拡大に向けてワークシェアなど役務の提供の在り方を検討する必要があります。
- ・ 市立あかつき園の再整備を含めた重度重複障害者の日中活動の場の確保を進める必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組を推進し、工賃向上につなげます。

障害福祉室

②市立施設の役割・機能の検討

「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計(案)」をふまえ、必要な新施設の整備を進めます。

障害福祉室

課題

- ・生活習慣病の重症化予防に向け、支援が必要なかたに対する相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ・個々のケースに対し、適切な時期により効果的な対応ができるよう、健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携強化が必要です。

【第7期計画の行動目標】

①関係機関の連携による健康管理の推進

健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携を図りながら、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。	地域保健室 子ども すこやか室
自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所、保健所、ケアマネジャー等との連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。	地域保健室

(2)地域医療体制の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関との連携を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・医療の円滑な利用の支援
- ・精神科医療を中心とした精神障害者への支援

【過去 3 年間の実施状況】

①市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ

新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施

市立病院ホームページ及びホームページ内の地域医療機関を紹介するページにおける、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報の充実

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載するほか、文字の拡大や画面の背景色を変更する機能を付加している。	●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載するほか、文字の拡大や画面の背景色を変更する機能を付加している。	●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載するほか、文字の拡大や画面の背景色を変更する機能を付加している。

②医療の円滑な利用の支援

「重度障害者医療費助成」、「障害児（者）個室入院料助成」による、医療の利用の支援

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●重度障害者医療費を助成 ・対象者数 1,902 人 ・医療費助成額 285,226,003 円	●重度障害者医療費を助成 ・対象者数 1,891 人 ・医療費助成額 313,920,206 円	●重度障害者医療費を助成 ・対象者数 1,843 人 ・医療費助成額 308,886,702 円
●障害児（者）個室入院料を助成・助成件数 2 件・助成日数 延べ 27 日・助成金額 207,900 円	●障害児（者）個室入院料を助成・助成件数 0 件・助成日数 延べ 0 日・助成金額 0 円	●障害児（者）個室入院料を助成・助成件数 0 件・助成日数 延べ 0 日・助成金額 0 円

歯科医療機関への通院が難しいかたの相談受付・調整を行うために設置された、（一社）箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●「在宅歯科ケアステーション」への相談件数 4 件	●「在宅歯科ケアステーション」への相談件数 2 件	●「在宅歯科ケアステーション」への相談件数 2 件

③精神科医療を中心とした精神障害者への支援

保健所や医療機関による医療面での支援との連携や、相談支援体制の充実、地域移行の推進の取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●地域移行 1 人 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討、部会員共有情報シートの作成等を実施	●地域移行 1 人 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討、部会員共有情報シートの作成等を実施	●地域移行 0 人 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有や課題検討等を実施

保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携体制の構築

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●会議や各種申請手続き、ケース対応等に際し、必要に応じて保健所や医療機関と連携した。	●会議や各種申請手続き、ケース対応等に際し、必要に応じて保健所や医療機関と連携した。	●会議や各種申請手続き、ケース対応等に際し、必要に応じて保健所や医療機関と連携した。

課題

- ・引き続き市立病院ホームページにおける地域医療機関のバリアフリー情報の提供が必要です。
- ・保健所との連携強化に努める必要があります。
- ・障害者入所施設や精神科病院からの地域移行を進める国の政策をふまえ、地域での受け入れ基盤の整備や医療との連携を進める必要があります。
- ・バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、医療機関についても、バリアフリー化の基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ	
新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室
市立病院ホームページ及びホームページ内の地域医療機関を紹介するページにおける、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報の充実を図ります。	市立病院 (病院経営室)
②医療の円滑な利用の支援	
「重度障害者医療費助成」、「障害児(者)個室入院料助成」により、医療の利用を支援します。	介護・医療・年金室 障害福祉室
在宅療養をする障害者や難病患者がより安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関との連携に取り組みます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
歯科医療機関への通院が難しいかたの相談受付・調整を行うために設置された、(一社)箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を進めます。	地域保健室
③精神科医療を中心とした精神障害者への支援	
保健所や医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。	障害福祉室 地域包括ケア室
保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携を進めます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域保健室 地域包括ケア室

【第7期計画の行動目標】

①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

府ホームページで公表されている、介護職による喀痰吸引等が可能である登録喀痰吸引等事業者等の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。	障害福祉室
障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。	障害福祉室
病院や重症心身障がい者（児）入所施設（療養介護及び指定医療型障害児入所施設）における医療型短期入所について、広域的な基盤整備が進むよう大阪府に対して要望を行います。	障害福祉室

(4)在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なりハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・リハビリテーション等の提供の推進

【過去3年間の実施状況】

①生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援

ライフプラザ内の「えいど工房」における、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 599件 ・福祉用具貸出 7件 ・来場者 1,739件	●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 542件 ・福祉用具貸出 9件 ・来場者 1,646件	●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 565件 ・福祉用具貸出 28件 ・来場者 1,826件

②市立病院との連携による在宅リハビリテーションの支援

市立病院との連携による、在宅リハビリテーションの訪問指導の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●訪問指導に関して市立病院と連携	●訪問指導に関して市立病院と連携	●訪問指導に関して市立病院と連携（面会制限が続いており、市立病院から退院前連絡をもらうことが少なかった）

急性期及び回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションの充実と、退院時のスムーズな在宅生活のための関係機関との調整

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 1,974 件	●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 1,616 件	●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 1,316 件

個々のケースに対する、担当部署の連携を密にした、在宅生活を支える体制の整備

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●関係部署、市立病院、ケースワークに関わる関係機関と連携し、ケース等の情報収集・共有を実施	●関係部署、市立病院、ケースワークに関わる関係機関と連携し、ケース等の情報収集・共有を実施	●関係部署、市立病院、ケースワークに関わる関係機関と連携し、ケース等の情報収集・共有を実施

課題

- ・訪問リハビリテーション等の充実を図る必要があります。
- ・関係機関との連携を強化し、在宅リハビリテーションの支援を進める必要があります。

【第 7 期計画の行動目標】

①生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援

ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。	障害福祉室
---	-------

②在宅リハビリテーションの支援

個々のケースに対して、関係機関の連携を密にし、在宅生活の支援に取り組みます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
--	---------------------------

4 療育・教育の充実

(1)療育・支援保育及び教育・相談体制の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援のため、令和7年(2025年)4月に箕面市立児童発達支援センターを設置します。また、相談体制の充実及び早期療育事業推進会議等における関係機関の連携を促進し、障害児通所支援サービスの充実や支援の質の向上、就学前施設における場の確保や支援保育・教育の質の向上を図り、地域の障害児支援体制の質の向上に努めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 支援保育・教育の充実
- ・ 療育・相談体制の充実

【過去3年間の実施状況】

①就学前施設における支援保育・教育の充実

段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた就学前施設の改善の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●実績なし	●とよかわみなみ幼稚園外部手すりの設置	●実績なし

就学前施設における、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るための、適切な支援体制の配置(各年度末時点)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●支援保育・教育対象園児数 保育所(市立4所 36人、民間14園 36人) 認定こども園(民間5園 21人) 幼稚園(市立4園 27人、民間1園 10人)	●支援保育・教育対象園児数 保育所(市立4所 36人、民間13園 35人) 認定こども園(民間5園 28人) 幼稚園(市立4園 26人、民間1園 9人)	●支援保育・教育対象園児数 保育所(市立4所 28人、民間14園 34人) 認定こども園(民間5園 40人) 幼稚園(市立4園 26人、民間1園 6人)
●支援保育・教育担当(保育士、教諭、介助員)を配置 保育所(市立4所 27人、民間14園 27人) 認定こども園(民間5園 14人) 幼稚園(市立4園 16人、民間1園 6人)	●支援保育・教育担当(保育士、教諭、介助員)を配置 保育所(市立4所 23人、民間13園 26人) 認定こども園(民間5園 18人) 幼稚園(市立4園 16人、民間1園 6人)	●支援保育・教育担当(保育士、教諭、介助員)を配置 保育所(市立4所 19人、民間14園 27人) 認定こども園(民間5園 25人) 幼稚園(市立4園 14人、民間1園 4人)
●支援担当看護師等を配置 保育所(市立1所 1人) 幼稚園(市立1園 1人)	●支援担当看護師等を配置 保育所(市立1所 1人) 幼稚園(市立1園 1人)	●支援担当看護師等を配置 保育所(市立1所 1人) 幼稚園(市立2園 2人)
●支援保育運営協議会を開催	●支援保育運営協議会を開催	●支援保育運営協議会を開催
●幼稚園支援教育検討会を開催	●幼稚園支援教育検討会を開催	●幼稚園支援教育検討会を開催

第3部 第3章 分野別施策の行動目標

第1部
総論

第2部
第4次計画（みのお、N、プラン）
（みのお、N、プラン）

第3部
第3期計画
（みのお、N、プラン）
（みのお、N、プラン）

第4部
計画の推進体制と
進行管理

資料編

他機関とも連携した相談対応など、保護者支援の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●保護者のニーズを受けとめ、他機関と連携したケースカンファレンスや子育てアドバイスにより、保護者支援の充実を図った。	●保護者のニーズを受けとめ、他機関と連携したケースカンファレンスや子育てアドバイスにより、保護者支援の充実を図った。	●保護者のニーズを受けとめ、他機関と連携したケースカンファレンスや子育てアドバイスにより、保護者支援の充実を図った。

児童発達支援事業所（あいあい園）、発達相談「ゆう」などの療育部門や保健師との連携による、相談や保育内容の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●感染症対策に留意し、必要に応じて就学前施設を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施	●就学前施設を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施	●就学前施設を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施

就学前施設に対し、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることによる、支援保育・教育の質の向上

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●感染症対策に留意しながら規模を縮小して支援児保育研究部会を開催	●支援保育研究部会、研修等を開催	●支援保育研究部会、支援教育研究部会、研修等を開催

②早期療育事業の充実

児童発達支援事業所(あいあい園)の運営を軸とした、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた療育・訓練等の提供及び支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●早期療育事業の従事職員体制 分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(専任5)、心理相談員(兼任4)、事務(専任2) ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数 120人 ・延べ利用日数 2,636日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練 2,467回 (内、児童発達支援386回) ・訪問指導 38回 ・経過フォロー269回 ・巡回相談 54回 ●難聴児教室を開催 ・対象児 3人 ・延べ開催数 104回	●早期療育事業の従事職員体制 分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(専任5)、心理相談員(兼任4)、事務(専任2) ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数 118人 ・延べ利用日数 2,521日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練 2,538回 (内、児童発達支援371回) ・訪問指導 20回 ・経過フォロー294回 ・巡回相談 45回 ●難聴児教室を開催 ・対象児 2人 ・延べ開催数 50回	●早期療育事業の従事職員体制 分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(専任5)、心理相談員(兼任4)、事務(専任2) ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数 108人 ・延べ利用日数 2,497日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練 2,661回 (内、児童発達支援373回) ・訪問指導 37回 ・経過フォロー287回 ・巡回相談 57回

関係機関と連携しながらの発達支援事業(親子教室)実施による、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●親子教室事業を実施 ・参加者 36人 ・延べ回数 215回	●親子教室事業を実施 ・参加者 35人 ・延べ回数 274回	●親子教室事業を実施 ・参加者 36人 ・延べ回数 273回

早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換の実施と、就学前施設の支援保育・教育及び民間児童発達支援事業所との更なる連携

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●早期療育事業推進会議を開催 16回(本会議2回、実務者会議14回) ●177人の望ましい療育の場の検討を実施	●早期療育事業推進会議を開催 15回(本会議2回、実務者会議13回) ●189人の望ましい療育の場の検討を実施	●早期療育事業推進会議を開催 15回(本会議2回、実務者会議13回) ●204人の望ましい療育の場の検討を実施

発達相談「ゆう」における、臨床心理技法に基づく相談を通じた、子どもとその保護者の支援
就学前施設、学校等への訪問と、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び
環境調整等のケースワークの実施、相談・支援体制の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,124回 ・対象児童 508人 （内、面接 1,137件、訪問 479件、他機関連携 281件、電話相談 227件）	●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,530回 ・対象児童 538人 （内、面接 1,301件、訪問 533件、他機関連携 426件、電話相談 270件）	●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,672回 ・対象児童 626人 （内、面接 1,387件、訪問 566件、他機関連携 482件、電話相談 237件）

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」や医療的ケア児等コーディネーターの活用による、多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための総合的なコーディネート等

令和2年度	令和3年度	令和4年度
	●医療的ケア児等の支援について現状把握のための調査実施（対象：市立就学前施設職員、市保健師、早期療育職員） ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人オブザーバー参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）	●医療的ケア児コーディネーター研修を1人受講。 ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人オブザーバー参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）

課題

- ・就学前施設とともに、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組む必要があります。
- ・療育の専門性の向上とあわせて、保護者に対する相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。
- ・民間児童発達支援事業所や就学前施設の支援保育・教育と更なる連携を図る必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①就学前施設における支援保育・教育の充実

段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえて、就学前施設の保育環境改善を適宜実施します。

学校施設管理室
保育幼稚園
総務室
保育幼稚園
利用室

就学前施設において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	保育幼稚園 総務室 保育幼稚園 利用室
市民や保護者からの入園に関する相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	保育幼稚園 総務室
市内就学前施設に向けて、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。	保育・幼児 教育センター
②早期療育事業の充実	
令和7年(2025年)4月に診療所を併設した箕面市立児童発達支援センターを開設し、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた児童発達支援等や機能訓練を引き続き提供するとともに、地域における障害児支援の中核的役割として、発達支援が必要な子どもや多様な障害のある子ども等に対する地域全体の障害児支援の質の向上に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
関係機関と連携しながら発達支援事業(親子教室)を実施し、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、就学前施設の支援保育・教育及び民間児童発達支援事業所との更なる連携に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者への支援のため、発達相談「ゆう」を核として関係機関や就学前施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。また、小学校への引継ぎにあたっては、就学後の支援や相談先について、子どもや保護者への情報提供を行い、その支援にあたっては、人権施策室との連携を図ります。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組みます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室

(2) 学校におけるインクルーシブ教育等の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

「新箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市支援教育方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 学校教育における基礎的環境整備及び合理的配慮の実施
- ・ 個別ニーズに応じた支援の推進
- ・ 医療的ケアへの対応の充実
- ・ 相談体制の充実
- ・ 放課後等の居場所の充実

【過去3年間の実施状況】

①市立小中学校等における合理的配慮の充実

バリアフリー適合基準に基づく必要な改修の実施と、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●中小学校のプールにバギーで移動できるスロープを設置	●とどろみの森学園スロープ設置 ●南小学校段差解消	●箕面小学校プール横にスロープ設置

障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するための、支援教育介助員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●支援教育介助員を配置 20校 124人	●支援教育介助員を配置 20校 131人	●支援教育介助員を配置 20校 133人
●支援学級在籍児童生徒数 816人	●支援学級在籍児童生徒数 908人	●支援学級在籍児童生徒数 985人
●支援教育介助員研修を開催 2回	●支援教育介助員研修を開催 3回	●支援教育介助員研修を開催 2回
●重度障害児タクシー送迎の実施(市立小中学校等) 18人	●重度障害児タクシー送迎の実施(市立小中学校等) 16人	●重度障害児タクシー送迎の実施(市立小中学校等) 17人

災害時の対応について、各校における定期的な避難訓練の実施による、障害児の個別の避難方法の確保

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施	●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施	●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施

②支援教育体制の整備・充実

「通級指導教室」等による適切な支援の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●通級指導教室を設置 小学校：止々呂美、南、西、東、豊川北、中、豊川南、萱野北、彩都の丘 中学校：第二、第六	●通級指導教室を設置 小学校：止々呂美、南、西、東、豊川北、中、豊川南、萱野北、彩都の丘 中学校：第一、第二、第六	●通級指導教室を設置 小学校：箕面、止々呂美、南、西、東、萱野東、豊川北、中、豊川南、萱野北、彩都の丘 中学校：第一、第二、第六

箕面市支援連携協議会による、関係課室との連携の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●箕面市支援連携協議会を開催 9 回 (全体会 2 回、部会 7 回)	●箕面市支援連携協議会を開催 8 回 (全体会 2 回、部会 6 回)	●箕面市支援連携協議会を開催 9 回 (全体会 2 回、部会 7 回)

支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施による、教職員の資質向上の取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●各種研修会を実施 ・人権教育研修 5 回 ・支援教育研修 3 回 ・支援教育担当者会 8 回 ・児童生徒理解研修 1 回	●各種研修会を実施 ・人権教育研修 6 回 ・支援教育研修 4 回 ・支援教育担当者会 11 回	●各種研修会を実施 ・人権教育研修 7 回 ・支援教育研修 8 回 ・支援教育担当者会 14 回

関係機関との連携ツールとしての、教育支援計画の適切で有効な活用

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	●保護者の同意を得て、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、それぞれの支援の内容や方針を共有するために作成する「個別の教育支援計画」の様式を改訂し、実施	●保護者の同意を得て、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、それぞれの支援内容や方針を共有するために「個別の教育支援計画」を作成し、学校と保護者で共通認識を図っている。

箕面市支援教育充実検討委員会における、支援教育の充実に向けた議論の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	● 箕面市支援教育充実検討委員会準備 WG を設置 ・実施回数 9 回 ・学識経験者等との意見交換 4 回 ・視察 5 回 ・ヒアリング 全小中学校実施	● 箕面市支援教育充実検討委員会を設置 ・実施回数 10 回 ・パブリックコメントと説明会を実施 ● 「箕面市支援教育方針」を策定

③医療的ケアへの対応の充実

医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるための、看護師等資格を持つ支援教育看護助員の配置など体制の充実

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
● 看護師等資格を持つ介助員を配置（箕面小、西小、東小、中小、豊川南小、彩都の丘小、第六中、彩都の丘小） ・任期付看護助員 延べ5人 ・会計年度任用職員看護助員 延べ12人	● 支援教育看護助員を配置（箕面小、西小、東小、中小、豊川南小、彩都の丘小） ・任期付看護助員 延べ5人 ・会計年度任用職員看護助員 延べ8人	● 支援教育看護助員を配置（箕面小、西小、東小、豊川北小、中小、豊川南小、彩都の丘小） ・任期付看護助員 延べ4人 ・会計年度任用職員看護助員 延べ12人

医療的ケア懇談会等における、医療的ケアの必要な子どもの支援の在り方の検討

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
● 市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付事業、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）を活用、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	● 関係機関と、医療的ケア児等協議の場で、医療的ケアの必要な子どもの情報共有を図り、支援の在り方を検討	● 関係機関と、医療的ケア児等協議の場で、医療的ケアの必要な子どもの情報共有を図り、支援の在り方を検討

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」や医療的ケア児等コーディネーターの活用による、多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための総合的なコーディネート等

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	●医療的ケア児等の支援について現状把握のための調査実施（対象：市立保育所・幼稚園職員、市保健師、早期療育職員） ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）	●医療的ケア児コーディネーター研修を1人受講。 ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）

④相談体制の充実

児童生徒指導室（教育相談）（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●支援教育専門相談員等による障害児関連の相談（教育センター相談室） ・教育相談員 7人×週4日 ・相談件数 259件 ・相談回数 1,690回 ●支援教育巡回相談員等による支援教育関連の相談	●教育相談員等による障害児関連の相談（児童生徒指導室相談室） ・教育相談員 7人×週4日 ・相談件数 311件 ・相談回数 1,901回 ●教育相談員等による支援教育関連等の訪問相談 ・保護者や学校からの依頼により随時実施（6回実施）	●教育相談員等による障害児関連の相談（児童生徒指導室相談室） ・教育相談員 7人×週4日 ・相談件数 235件 ・相談回数 1,749回 ●教育相談員等による支援教育関連等の訪問相談 ・保護者や学校からの依頼により随時実施（7回実施）

「いじめ・体罰ホットライン」及びメール相談の活用による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応への取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●相談件数 7 件	●相談件数 4 件	●相談件数 1 件

⑤放課後等における活動の場の充実

放課後等デイサービスの利用による、放課後又は長期休業などの学校休業日を充実して過ごせるための、一人ひとりに合った療育環境づくりの支援

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数 522 人 （延べ 10,203 人） ・利用日数延べ 62,515 日	●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数 571 人 （延べ 11,554 人） ・利用日数延べ 68,649 日	●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数 607 人 （延べ 13,011 人） ・利用日数延べ 74,965 日

放課後や長期休業中の居場所づくり事業の実施における、受け入れのための人員配置・体制づくりの推進と、すべての子どもたちのより豊かな放課後の居場所づくりの取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●学童保育実施事業を実施（全 14 小学校） ・障害児 167 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1日平均利用児童数 46 人 ●新放課後モデル事業を実施（2 小学校）（コロナのため 1 学期及び緊急事態宣言中は中止） ・プログラム参加障害児 延べ 133 人	●学童保育実施事業を実施（全 14 小学校） ・障害児 157 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1日平均利用児童数 65 人	●学童保育実施事業を実施（全 14 小学校） ・障害児 150 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1日平均利用児童数 69 人

課題

- ・ バリアフリー化適合基準に基づき、必要な改修を行う必要があります。
- ・ 支援学級数、支援学級在籍児童数及び通常学級での支援が必要な児童数の増加に伴う支援体制の更なる充実と関係機関との連携が必要です。
- ・ 障害児通所支援（放課後等デイサービス等）の制度の更なる周知と適切かつ有効な利用を推進する必要があります。
- ・ 障害や発達相談の増加に伴う、相談体制の充実と関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・ 放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童が申し込みをしやすいよう案内に留意する必要があります。
- ・ 放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童からの利用希望を受け入れできるよう体制を整える必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①市立小中学校等における基礎的環境整備及び合理的配慮の充実	
バリアフリー適合基準に基づき必要な改修を行うとともに、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室
障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、支援教育支援員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。	人権施策室
災害時の対応について、各校において定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	人権施策室
②個別ニーズに応じた支援教育体制の整備・充実	
支援学級に在籍している子どもはもとより、通常学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。	人権施策室
箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。	人権施策室
支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取り組みます。	人権施策室
関係機関との連携ツールとして、教育支援計画の適切で有効な活用を図ります。	人権施策室
箕面市支援教育充実検討委員会において、支援教育の充実に向けた議論を進めます。	人権施策室
③医療的ケアへの対応の充実	
医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育看護支援員の配置など体制の充実を図ります。	人権施策室
医療的ケアに係る関係機関等で連携し、情報共有や支援の在り方を検討します。	人権施策室
医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組みます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室
④相談体制の充実	
児童生徒指導室(教育相談)(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。	児童生徒指導室
「いじめ・体罰ホットライン」及びメール相談の活用により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	児童生徒指導室

放課後等デイサービスの利用によって、放課後又は長期休業などの学校休業日を充実して過ごせるように、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。

子どもすこやか室
(総合保健福祉
センター分室)

放課後や長期休業中の居場所づくり事業の実施において、受け入れのための人員配置・体制づくりを進めながら、すべての子どもたちのより豊かな放課後の居場所づくりに取り組みます。

子ども
放課後
支援室

5 人権施策の推進

(1)人権啓発の推進 重点(3)

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害や疾病の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象(施設コンフリクト)が発生しています。

また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 人権行政・人権啓発の推進
- ・ 差別意識・偏見の解消の取組

【過去3年間の実施状況】

①「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現

人権相談の体制整備、人権侵害の救済方策の確立に向けた取組、人権施策の評価、人権行政の推進体制強化

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●要連携生活相談システムを運用すると共に、箕面市人権行政推進本部会議や箕面市人権施策審議会で報告し、評価を行った。	●要連携生活相談システムを運用すると共に、箕面市人権行政推進本部会議や箕面市人権施策審議会で報告し、評価を行った。	●要連携生活相談システムを運用すると共に、箕面市人権行政推進本部会議や箕面市人権施策審議会で報告し、評価を行った。

箕面市人権行政推進本部会議の運営を通じた、人権施策の総合的な推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●箕面市人権行政推進本部会議を開催 本部会議2回、課題別部会2回、研究会2回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 本部会議2回、課題別部会2回、研究会2回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 本部会議2回、課題別部会2回、研究会3回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成

②「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進

障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発の推進と、差別の解消と、障害者に対する合理的配慮の提供について関係課室と連携した取組

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●箕面市人権啓発推進協議会への補助金支出による障害者問題部会などでの取組	●箕面市人権啓発推進協議会への補助金支出による障害者問題部会などでの取組	●箕面市人権啓発推進協議会への補助金支出による障害者問題部会などでの取組
●箕面市人権啓発推進協議会との共催で人権啓発シンポジウムを開催	●箕面市人権啓発推進協議会との共催で人権啓発学習会を企画したが、コロナ禍の影響で開催延期	●人権啓発学習会を箕面市人権啓発推進協議会との共催で開催
●差別解消相談窓口において相談対応を実施 相談件数 1件	●差別解消相談窓口において相談対応を実施 相談件数 3件	●差別解消相談窓口において相談対応を実施 相談件数 3件
●障害者市民施策推進協議会差別解消部会において障害者差別解消法の啓発方法等を協議 1回開催	●障害者市民施策推進協議会障害者差別解消法部会において障害者差別解消法の啓発方法等を協議 1回開催	●障害者市民施策推進協議会障害者差別解消法部会において障害者差別解消法の啓発方法等を協議 1回開催

「みのお市民人権フォーラム」への参画などを通じた、市民との協働による啓発の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「第35回みのお市民人権フォーラム」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画したが、コロナ禍の影響で、開催延期	●「第35回みのお市民人権フォーラム」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画	●「第36回みのお市民人権フォーラム」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画

市広報紙の人権のページ「心の樹」の他、市ホームページ等による市民への啓発の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市広報紙『心の樹』の 1 月号で「グループホームは大切な『住まい』です」を掲載	●市広報紙『心の樹』の 3 月号で「障害のあるかたが、いきいきと働けるまちづくりのために」を掲載	●市広報紙に人権啓発学習会の告知を掲載(7月号)

障害者福祉啓発講座や市民講座の開催による人権啓発の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者問題連続講座を開催 3 回 (一財)箕面市障害者事業団への委託事業)	●障害者問題連続講座を開催 3 回((一財)箕面市障害者事業団への委託事業)	●障害者問題連続講座を開催 3 回((一財)箕面市障害者事業団への委託事業)
●市民講座「地域で生きる」を開催 1 回(障害福祉センターささゆり園指定管理事業)	●市民講座「地域で生きる」を開催 1 回(障害福祉センターささゆり園指定管理事業)	●市民講座「地域で生きる」を開催 1 回(障害福祉センターささゆり園指定管理事業)

人権教育推進会議の開催、「イキイキさわやかに学ぶ会」の開催、情報紙「はじけるころ」の発行による、継続的な啓発の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●人権教育推進会議を開催 2 回	●人権教育推進会議を開催 2 回	●人権教育推進会議を開催 3 回
●「イキイキさわやかに学ぶ会」を開催 5 回	●「イキイキさわやかに学ぶ会」を開催 5 回	●「イキイキさわやかに学ぶ会」を開催 5 回
●情報紙「はじけるころ」を発行 2 回	●情報紙「はじけるころ」を発行 2 回	●情報紙「はじけるころ」を発行 2 回

課題

- ・「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりに向けて各課室が課題を把握し、体制整備を進めることが必要です。
- ・障害を理由とした差別・偏見の解消を進めるため、市と市民の協働による人権啓発の取組が必要です。

【第 7 期計画の行動目標】

①「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現

人権相談の体制整備、人権侵害の救済方策の確立に向けた取組、人権施策の評価、人権行政の推進体制強化を図ります。

人権施策室

箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権施策の総合的な推進を図ります。

人権施策室

②市と市民の協働による人権啓発の推進及び差別解消に向けた取組

障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進め、差別の解消と、障害者に対する合理的配慮の提供について関係課室と連携して取り組みます。	人権施策室 障害福祉室
「みのお市民人権フォーラム」への参画などを通じ、市民との協働による啓発を進めます。	人権施策室
市広報紙の人権のページ「心の樹」の他、市ホームページ等により市民に広く啓発を行います。	人権施策室
障害者福祉啓発講座や市民講座を開催し、人権啓発の推進を図ります。	障害福祉室
人権教育推進会議の開催、「イキイキさわやかに学ぶ会」の開催、情報紙「はじけるこころ」の発行により、啓発を継続します。	人権施策室

(2) 権利擁護の推進

重点(3)

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用に係る相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・保健福祉サービスにおける苦情解決制度の活用
- ・虐待防止の取組
- ・成年後見制度等の推進

【過去3年間の実施状況】

①「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進

保健福祉苦情調整専門員の助言を受け、保健福祉サービス事業所に対する指導による、事故や虐待の可能な限りの防止

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員 2人 ・相談・苦情件数 17件 (内、障害者関係 4件) ・虐待把握件数 80件 (内、障害者関係 9件) ・事故報告件数 118件 (内、障害者関係 6件)	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員 2人 ・相談・苦情件数 12件 (内、障害者関係 2件) ・虐待対応件数 62件 (内、障害者関係 2件) ・事故報告件数 152件 (内、障害者関係 12件)	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員 2人 ・相談・苦情件数 10件 (内、障害者関係 4件) ・虐待把握件数 10件 (内、障害者関係 3件) ・事故報告件数 147件 (内、障害者関係 15件)

②虐待防止の取組

障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築と、虐待の防止及び早期発見に向けた取組の推進

虐待対応における、関係機関との連携・協力の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者虐待防止センターを直営で実施 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数 7 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び擁護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明)を実施	●障害者虐待防止センターを直営で実施 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数 7 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明)を実施	●障害者虐待防止センターを直営で実施 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数 23 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議等を実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関等へ配布・説明)を実施

③成年後見制度等の推進

成年後見制度利用促進法の制定に伴い、成年後見制度についての高齢福祉部門との連携、箕面市自立支援協議会等を活用した、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について研修会を開催し、課題共有・ネットワークづくりを実施	●高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について研修会を開催し、課題共有・ネットワークづくりを実施	●高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について研修会を開催し、課題共有・ネットワークづくりを実施

専門的な相談が受けられる体制整備と継続的な運営が可能な法人後見の担い手の確保のための取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や後見人等の担い手の確保の在り方について検討	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や後見人等の担い手の確保の在り方について検討	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や後見人等の担い手の確保の在り方について検討

- ・ 保健福祉サービスに対する相談・苦情等に対して保健福祉苦情調整委員会、専門員会議の適正な運営を図ります。
- ・ 障害者虐待の通報義務、虐待防止に関する広報・啓発の更なる推進が必要です。
- ・ 成年後見制度に関する周知啓発、専門的な相談が受けられる体制整備に向けた取組を進めます。

【第7期計画の行動目標】

①保健福祉サービスにおける苦情解決制度によるサービス利用者の権利擁護の推進	
保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、保健福祉サービス事業所に対して指導することで事故や虐待を防ぎます。	健康福祉政策室
②虐待防止の取組	
障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組を進めます。 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。	地域包括ケア室
③成年後見制度等の推進	
成年後見制度について高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会等を活用し、権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の設置に向けた検討など、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。 あわせて、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い、成年後見制度の周知を進めます。	地域包括ケア室
生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。 あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。	地域包括ケア室
箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（まかせてねット）への支援を行います。	健康福祉政策室

6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 機会提供の推進
- ・ 情報保障の充実
- ・ 人的支援の推進

【過去3年間の実施状況】

①市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進

スポーツ施設・文化施設における、更なるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●スポーツ施設：実績なし(施設構造上改修可能な部分については、H29年度に改修工事が完了)	●スポーツ施設：実績なし(施設構造上改修可能な部分については、H29年度に改修工事が完了)	●スポーツ施設：実績なし(施設構造上改修可能な部分については、H29年度に改修工事が完了)
●多目的トイレ改修 ・東生涯学習センター	●施設内トイレ等の改修 ・中央生涯学習センター ・メイプルホール	●実績なし

②民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ

民間事業者に対して、スポーツ・文化施設の新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施

③障害者がスポーツに参加する機会の確保

バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室などの開催にあたり、実施時期や定員を検討による、障害者がスポーツに参加する機会の確保

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●バリアフリー子ども水泳教室を実施 ・開催回数 延べ 5 回 ・参加者数 56 人 ●バリアフリー親子体操教室を実施 ・開催回数 延べ 16 回 ・参加者数 52 人	●バリアフリー子ども水泳教室を実施 ・開催回数 延べ15回(3クール) ・参加者数 151 人 ●バリアフリー親子体操教室を実施 ・開催回数 延べ 13 回 ・参加者数 39 人	●バリアフリー子ども水泳教室を実施 ・開催回数 延べ15回(3クール) ・参加者数 252 人 ●バリアフリー親子体操教室を実施 ・開催回数 延べ 12 回 ・参加者数 35 人

地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進するための、種目についての検討の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	●「大人のスポーツ・トライアル事業」にて親子ボッチャ教室を実施 ・参加者数 延べ 32 人 ●「オリ・パラふれあいイベント 2022 in 箕面」にてシッティングバレーボール教室、ボッチャ教室・ボッチャ体験コーナーを実施 ・シッティングバレーボール教室 参加者数 79 人 ・ボッチャ教室参加者数 41 人 ・ボッチャ体験コーナー 参加者数 12 人	●「大人のスポーツ・トライアル事業」にて親子ボッチャ教室を実施 ・参加者数 延べ 15 人

④障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保

障害者が講座等に気軽に参加できるための、手話通訳・要約筆記・資料の点訳等による情報保障の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●手話通訳・要約筆記者を紹介 - 手話通訳派遣 6 件 - 要約筆記派遣 5 件	●手話通訳・要約筆記者を紹介 - 手話通訳派遣 20 件 - 要約筆記派遣 9 件	●手話通訳・要約筆記者を紹介 - 手話通訳派遣 35 件 - 要約筆記派遣 21 件

障害者福祉センターささゆり園における、障害者の社会参加のための各種教室の開催

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者対象の茶道・華道教室を開催(障害者福祉センターささゆり園指定管理事業)	●障害者対象の茶道・華道教室を開催(障害者福祉センターささゆり園指定管理事業)	●障害者対象の茶道・華道教室を開催(障害者福祉センターささゆり園指定管理事業)

課題

- ・ 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、適切に課題を把握し、一層の改善に努める必要があります。
- ・ バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、スポーツ、文化施設についても、バリアフリー化の基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。
- ・ バリアフリースポーツ教室の広報の方法を検討し、参加者の増加を図る必要があります。
- ・ 多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツの種目の検討を進める必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進

スポーツ施設・文化施設について、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

建築室
保健スポーツ室
生涯学習・
市民活動室

②民間事業者に対する施設のバリアフリー化の働きかけ

民間事業者に対して、スポーツ・文化施設の新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。

審査指導室

③障害者がスポーツに参加する機会の確保

バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室などの開催にあたり、実施時期や定員を検討し、障害者がスポーツに参加する機会の確保に努めます。

保健スポーツ室

地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進するため、種目について検討を進めます。

保健スポーツ室

④障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保

障害者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳等による情報保障を進めます。

全関係課室

障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。

障害福祉室